

令和 8 年 3 月 4 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月4日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	木 藤 創 大	2番	橋 本 由 岐 穂
3番	山 本 優 作	4番	鈴 木 浩 二
5番	内 田 保	6番	石 垣 菊 蔵
7番	服 部 光 男	8番	藤 井 満 久
9番	吉 原 一 治	10番	榎 戸 陵 友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	山 本 剛 資	総 務 課 長	鈴 木 和 芳
防 災 交 通 課 長	山 下 哲 矢	企 画 財 政 課 長	坂 本 圭 志
建 設 経 済 部 長	田 中 直 之	まちなみ環境課長	田 中 達 也
産 業 振 興 課 長	奥 川 広 康	厚 生 部 長	坂 口 増 和
ふ く し 課 長	宮 地 利 式	健 康 こ ど も 課 長	伊 藤 尊 人
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
教 育 課 長	富 田 和 彦		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	谷 川 和 亮	書 記	山 下 英 将

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

それでは、10番、榎戸陵友議員。

○10番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、通告書の朗読によりますので、よろしくお願いをいたします。

質問事項1. 南知多町の小・中学校の統廃合について問う。

現在、人口減少、少子高齢化により、日本各地で小・中学校の統廃合が進められています。学校教育において、児童・生徒の資質や能力を伸ばすためには、学校にある程度の規模を確保し、多様な意見に触れたり、切磋琢磨したりすることが大切だとされています。しかしながら、統廃合を行う際には、問題点や課題にも留意する必要があります。場合によっては通学手段が変わることもあるでしょう。また、統廃合で学校がなくなることによる地域への影響や、環境変化による児童・生徒への影響も考えられます。学校の統廃合にはあらゆる問題や課題があるため、学校、地域、保護者が協力、理解し合い、

課題解決の方策を検討することが大切です。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1) 昨年12月の議会において、篠島中学校が令和9年に南知多中学校に統合することが正式に決まりました。令和5年に南知多町の4中学校が統合し、南知多中学校が開校しましたが、そのときは見送りとなりました。その後、令和10年をめどに検討するとしていたが、思いのほか早く事が進みました。その経過と理由をお聞かせ願いたい。

(2) 篠島からの生徒の通学は、離島からということで課題が多くあると思うが、どのように考えているか。また、既に日間賀島からの生徒の通学である程度のことは把握されていると思うが、それを踏まえての改善策や解決策があればお聞かせ願いたい。

(3) 令和9年の統合ということで、今年一年は準備の年となるが、具体的にどのようなことを予定しているか、また予算はいくら計上しているか。

(4) 現在、日間賀保育所の建設計画は進んでいますが、それとは別に小学校、サービスセンター、公民館機能を持った施設の検討もされているとお聞きしますが、進捗状況を教えていただきたい。

(5) 篠島では、旧篠島小学校を解体し、備蓄倉庫と防災整備工事の実施を計画しているようですが、小学校の新設は考えていないか。

(6) 愛知県では、小学校において2学年、3・4年生、5・6年生で14人以下になったとき、1・2年生は合わせて7人以下になったときに複式学級になると聞いているが、今の状況で本町ではいつ頃になると考えているか。

さて、(7)番ですけれども、冒頭に美浜町では小中一貫校の開校を2031年度を目指すとして新聞に掲載されていましてと書きましたけれども、後日これはもう中止になりましたので、ここをカットさせていただきます。本町では小中一貫校について議論されたことがあるか、またどのように考えているか。

(8) 番、小中一貫校のメリット・デメリットについてお聞かせ願いたい。

(9) 本町では、2つの離島にそれぞれ小学校があり、統廃合を行うには特殊なケースだと思いますが、どのように考えているか。

(10) 災害の際、各地区の小学校の体育館は住民の避難所として非常に重要な役割を果たすが、統廃合によってなくなってしまうが、どのように考えているか。

(11) 保護者のアンケートの中に、小学校が統合して歩いて行ける距離にないとなると、この町はいよいよ終わりに近づいているのかなあと感じますとありました。若い世代が

町外へ行き、さらに少子化が進み、地域が衰退してしまう懸念があります。どのように考えているか。

(12)統廃合をする場合、町外からも転校したいと思えるような魅力ある学校にしていたきたいと考えるが、どのような教育理念を考えているか。

質問事項 2. 高齢者の生きがい「ワクワク」を実感できる施策の実現を目指して。

現在、我が町では、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とする南知多町高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画が現在進行中であります。計画の基本理念は、自然豊かなふるさとで、いつまでも心豊かに元気に暮らせる長寿社会の実現です。計画では、高齢者一人一人がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であり、包括的な支援体制の整備や総合的な介護予防の推進、そして必要に応じた適切な介護サービスの提供が必要とされています。

この次期計画は、今年度基礎資料となる南知多町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関する実態調査を実施し、来年度介護保険運営協議会を開催、そしてパブリックコメントの実施など様々な意見を踏まえた策定していくこととなっています。

そこで、現計画の各高齢者施策の進捗状況や課題を整理し、次期計画へ反映させていくことが重要であると考え、以下の質問をします。

(1)本町の過去 5 年の高齢者（65歳以上）の人口及び高齢化率の推移はどのような状況か。

(2)1947年から1949年生まれの世代、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることで、社会保障費の増大、労働人口の減少、地域社会の担い手不足など、社会構造の大きな変革が予測されるとした2025年問題は、本町において医療費や介護給付費など、どのような影響があったのか。

(3)80代の親が50代の子どもと同居、親子とも社会的に孤立し、生活困窮やひきこもり、精神疾患など複合的な問題を抱えるケース、いわゆる 8050 問題。本町では相当するような事例はありますか。

(4)運動器の機能向上を目的として実施している介護予防教室のはつらつ教室の実施状況と課題は何か。

(5)住民同士の支え合いによる高齢者助け合いサービス、ミーナ助けあい隊の実施状況と課題は何か。

(6)見守りを必要とする高齢者への配食サービス事業の現在の利用者数や登録事業者

数など、実施状況と課題は何か。

(7)紙おむつ給付事業について、実施状況と課題は何か。

(8)現在、認知症カフェは何か所で実施されているのか。また、その内容と町の関わり方はどうか。

(9)認知症についての理解とその支援の仕方について、あらゆる世代の住民に学んでいただけるような認知症サポーター養成講座が毎年実施されているが、参加者の状況や課題は何か。

(10)高齢者が地域において人と人とのつながりができる身近な居場所として、地域サロンが各地域で実施されています。場所、利用者数、内容などその状況と課題は何か。

(11)自主グループが少ない地域については、地域サロン開設に向けて支援を行うとあるが、支援はどのような内容か。

(12)高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、次期計画策定に向けてこの計画にかける町長の意気込みをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

町当局の明確なる答弁をお願いしたいと思います。

再質問がある場合は、自席にて行いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1-1から1-3、1-6から1-9及び1-11、12につきましては私教育部長から、1-4、1-5、1の10につきましては総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

篠島中学校の、南知多中学校へ統合することに当たっての経過としましては、主に中学校以下のお子さんをお持ちの保護者を対象に、令和5年度の南知多中学校開校後、南知多中学校の生徒が実際どのように通学し、学校生活を送っているか、また統合に当たっての懸念をどのように解消したかなど、意見の交換を進めてまいりました。意見交換会は、令和5年度に1回、令和6年度に3回、今年度、令和7年度に住民説明会も含め6回行いました。令和5年度の意見交換会では、統合直後の南知多中学校の様子とともに、日間賀島の生徒の通学方法、悪天候時の対応など近況を説明いたしました。令和6

年度の意見交換会では、地震時など非常時の対応のほか、統合後7か月がたった南知多中学校において、保護者、生徒を対象に行ったアンケート結果を報告させていただきました。本年度、令和7年度に入ってから、統合後2年が経過し、実際に南知多中学校の様子を保護者や生徒の皆さんが見聞きした中で、現在統合についてどのようにお考えであるかアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果、統合を望む声が多く、また統合の時期についても、なるべく早い段階での統合を望む声が多かったため、令和9年度での統合となりました。

統合が令和9年度に決まった背景、理由といたしましては、篠島中学校の生徒数減少など将来的な展望と、先ほど申し上げましたとおり、統合後の南知多中学校の様子を実際に見聞きした中で、南知多中学校の学校生活の状況や通学の参考となる日間賀島の生徒の状況も分かり、通学に対する不安感など、少しずつ解消されたことによるものと考えております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

答弁いただきました。

統合が早くなった理由として、統合に向けて意見交換会を令和5年度に1回、令和6年度に3回、今年度に住民説明会を含め6回行った、また保護者のアンケートの結果、早い時期の統合を望む声が多かった。そして、通学の参考となる日間賀島の生徒の状況も分かり、通学に対する不安感が解消されたと結論づけております。

しかしながら、デメリットについても話し合われたのでしょうか。

例えば、不登校についてです。

私は昨年9月定例議会において、小・中学校の不登校児童・生徒数について一般質問をしました。そのときの当局の答弁の際、中学校についての部分で、2020年度の統合前の4中学校では13人、2023年度の統合後の南知多中学校では30人、2024年度では41人でした。年々増加の傾向が見られ、今は解消できているのでしょうか。保護者にとって、自分の子どもが不登校になる確率が高いことに納得しているのでしょうか。とても心配です。

ちなみに、2025年度の南知多中学校の不登校児童・生徒数は、現在まだ少し残ってお

りますが、何人ですか。教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの榎戸議員からの御質問につきまして、答弁させていただきます。

南知多中学校の不登校児童・生徒数は、12月、2学期末現在でございますが、27人です。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

まず、通学方法に関しましては、船とスクールバスでの通学となります。

船につきましては、現在日間賀島の生徒は登下校時に一般乗船客との混雑を避けるため、また生徒の安全確保や通学時間の短縮のため、主にチャーター船を利用しております。令和9年度からは篠島の生徒も乗船することになりますので、現在、乗船方法や乗船時間帯等の協議を名鉄海上観光船と行っているところでございます。

スクールバスにつきましては、現在、日間賀島の生徒用に60人乗りの大型バス1台を運行しておりますが、篠島の生徒を含めると1台では乗車することができませんので、1台追加いたしまして、2台運行する予定としております。

次に、荒天時などによる対策といたしましては、船が欠航となった場合には、タブレットによるオンラインでの授業参加や、帰宅できない場合の宿泊先の確保を行うなど、対策を講じております。

また、離島生徒に限った話ではございませんが、通学時における地震等災害時の対応についても、実際に指定された避難場所への避難訓練を行うなど、生徒の安全確保に努めております。

今後も保護者などの御意見を伺いながら、より安全・安心な通学方法が確立できるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

離島からの通学ということで、船とバスの通学の安全対策についてお聞かせいただきました。いろいろと研究や配慮をされていて感心しております。

その中で、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目には、南知多中学校開校以来、日間賀島からの通学において、チャーター船などのトラブルはなかったか。

そして2点目に、悪天候によるタブレットオンライン授業参加や、宿泊先を利用したことはあるのか。

3点目に、通学バスは新たに購入されるのか。

以上、3点お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの榎戸議員からの御質問につきまして、答弁させていただきます。

1つ目の御質問につきましては、チャーター船でのトラブルはこれまでに聞いておりません。

2つ目の御質問につきましては、荒天時によるタブレットオンライン授業の参加につきましては、令和6年度に濃霧、霧で欠航になったときに一度実施しております。宿泊先につきましては、利用したことはありません。

3つ目の御質問につきましては、現在日間賀島の生徒が利用している通学バスは大型バスであるため、委託事業で運行しておりますので、購入ではなく委託事業の中のバスの台数を1台追加することになります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

現在、令和9年度の統合に向けて、本年1月から南知多中学校再編委員会を立ち上げ、協議を始めたところでございます。再編委員会は、令和5年度の4中学校統合に向けた組織体制を踏襲し、篠島中学校・南知多中学校の両校長、南知多町校長会長、教育委員会で組織し、必要に応じ篠島小学校の校長を加えた体制としております。また、その下に実務の検討を行う教頭部会、教務部会、法務部会、事務部会の4部会を設置しております。まだ検討段階ではありますが、令和9年度の統合がスムーズにいくよう、令和8年度から両中学校生徒の交流や学校運営の円滑化を図ることを目的に、文化祭や体育祭での交流や部活動を合同で行うなどの検討をしております。また、定期テストの統一なども検討しております。

統合に伴う8年度予算につきましては、篠島中学校閉校記念式典開催委託料10万円、篠島中学校閉校記念誌作成補助金50万円、篠島中学校備品運搬委託料17万9,000円など、合計98万4,000円を計上しております。以上でございます。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

では、御質問1－4について答弁をさせていただきます。

日間賀島における公共施設の再配置を推進するため、本年度は施設配置計画の策定に取り組んでおります。具体的には、旧中学校と小学校の敷地を有効活用し、まずは日間賀保育所の早期整備を最優先で進めます。あわせて、将来の小学校や行政サービス、公民館機能を集約した複合施設について、効率的かつ効果的な配置案を検討しております。現時点では、日間賀島において開催したワークショップでいただいた御意見を参考に、複数の配置計画案の作成と建設に係る法規制の確認を進めております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－5について、答弁をさせていただきます。

公共施設再配置計画において、篠島中学校が南知多中学校に統合された場合、篠島小学校は篠島中学校に移転を検討するとしております。よって、現時点では小学校の新設は考えておりません。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

愛知県の複式学級の基準については、議員御指摘のとおり的人数が基本となりますが、継続的に基準以下的人数にならないければ複式学級にならないなど、国の基準に比べ緩和されております。その基準に照らし合わせますと、まだ先のことで確実に複式学級になるとは言えませんが、現在の人口推計から判断いたしますと、日間賀小学校が令和12年度に3・4年生で複式学級となる可能性があると思われれます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

日間賀小学校は、令和12年度に3・4年生が複式学級になる可能性があるということですが、半島側のみさき小学校、豊浜小学校、内海小学校の3校はそれぞれいつ頃になる可能性がありますか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの榎戸議員からの御質問につきまして、答弁させていただきます。

現在の人口推計から児童数の推計ができるのは、令和13年度までであります。それまでに3校が複式学級になることは現状ではありません。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－7につきまして答弁させていただきます。

現在、半島側3小学校区において、小学校のあり方（統合）について、小学校以下の保護者との意見交換会などを実施しております。

また、今後の児童数の推移や現在の学校施設の老朽化の問題、町の財政状況、南知多中学校新校舎建設計画などをお示しした中で、保護者の皆さんが統合に対してどのようにお考えであるかを伺うアンケート調査を実施させていただきました。アンケート結果からは、3小学校区とも将来的な統合を望む声や児童数の推移などから、いつかは統合もやむを得ないという回答が多くありました。

このような状況を鑑みまして、教育委員会では、小学校のあり方（統合）アンケート結果を踏まえた今後の方針（案）を作成し、保護者の皆さんに周知いたしました。方針案といたしましては、1. 将来、小学校の統合が必要となる場合に備えるため、中学校新校舎建設に合わせて、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室等は小・中学校で兼用できる校舎を計画する。2. 津波発災時に浸水のおそれがある豊浜小学校は、令和15年度の新校舎完成時に移設し、児童の安全を確保するというものです。

この方針案は、保護者や地域の皆さんと小学校のあり方（統合）について議論をするために定めたものであり、今後この方針案を基に協議を重ねていきます。

小中一貫校についての議論につきましては、現在小中一貫校の形態が本町にとって適切であるか研究しているところでございますので、具体的な議論はまだ行っておりません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

小中一貫校についての具体的な議論は行ってないと答弁されました。

しかしながら、答弁の全体において、今後の学校建設及び統廃合に関する重要な案件の教育委員会の小学校のあり方（統合）アンケート結果と、小学校の現状を踏まえた今後の方針案を既に保護者に周知したこと、また今後、この方針案を基に保護者や地域や小学校と議論を重ねていくと決定をされました。

方針案の内容は、1. 中学校新校舎建設に合わせて、小学校の普通教室を建設し、特別教室等は小・中学校で兼用する。2. 豊浜小学校は令和15年度の新校舎完成時に移設するという内容です。内容を精査しますと、一応案がついておりますけれども、町の考え方としては、令和15年度までに半島側の3つの小学校の統廃合を実施する予定なので、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

ただいまの榎戸議員からの質問に対して、答弁させていただきます。

昨年行いました小学校の在り方についてのアンケート結果では、77.2%の保護者の方が児童数などを考えると、いつかは統合したほうがよいのではないかという回答をされております。このアンケート結果に基づきまして方針案を作成しておりますが、この方針案の今後の予定に、半島側の小学校再編について、今後も保護者の皆さんと共に、地域の皆さんとの意見交換会を実施し、協議を続けていきますとしておりますので、現状では、令和15年度までに小学校の統廃合を実施するかどうかは決まっております。以上でございます。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-8につきまして答弁させていただきます。

○10番（榎戸陵友君）

すいません、時間ないので、9番を。

○教育部長（鈴木淳二君）

1-8は飛ばしてよろしいですか。

○10番（榎戸陵友君）

はい。

○教育部長（鈴木淳二君）

よろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

そのまま1－9の答弁をお願いします。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画の適正化に向けた具体的な取組、学校の統合の第2段階として、篠島小学校及び日間賀小学校については、離島という地理的要因により、小学生における通学の安全性を考慮して、今後も引き続き存置していくとありますように、離島の2つの小学校につきましては、現時点では小学校のあり方（統合）についての検討、協議はしておりません。ただし、複式学級など教育環境面の問題や保護者の意向など、総合的な見地から必要と判断した場合は検討を進めることを否定するものではございません。以上でございます。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問の1－10につきまして答弁をさせていただきます。

廃止された施設は、維持管理コストの観点から町保有を継続することは考えておりません。

ただし、当該施設を町が保有する期間については、避難所として利用してまいります。しかしながら、避難所である施設が売却となる場合につきましては、当該施設と買受人と避難所利用について必要な協議を行う方針でございます。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－11につきまして答弁させていただきます。

中学校が統合し、小学校が統合となると、地域に学校がなくなり、地域が寂れることを危惧する意見は以前よりいただいております。反面、今回のアンケートにもありまし

たが、すぐにでも再編統合を望む声も多くありました。保護者一人一人の考え方はそれぞれ違い、全ての皆さんが納得のいく方法はございません。しかし、今置かれた状況に対し、今後小学校をどうしていくべきか、保護者や地域の皆さんと共に真剣に考え、検討していくべきであると考えます。議論もせず、先延ばしする時間はございません。議論をした中で方向性を見だし、結論に達した場合は、そのメリットを生かし、デメリットを克服するような政策に心がけるべきと考えております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－12につきまして答弁させていただきます。

南知多町の目指す学校教育と育てたい児童・生徒像は、郷土に誇りを持ち、心豊かに自ら学び、心身ともに健康でたくましい児童・生徒であります。そして、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、学校、家庭、地域が連携して確かな学力、豊かな心、健やかな体を基盤とした生きる力を学び、郷土に誇りを持てる児童・生徒を育てる。さらに、成長とともに多くの人との出会いの中で視野を広げ、心身を鍛え、豊かな心と人間性を培い、社会の形成者としての資質を備えた人を育てることです。

小学校を統合するかしないかは今後の話となりますので、具体的な魅力ある学校づくりはこれからの課題であると考えますが、例えば南知多中学校においては、総合的な学習の中で3年間を通して南知多探究学習を行っております。探究学習では、実在の企業や社会課題をテーマに、チームで探究・提案を行う体験型学習プログラムを用い、正解のない課題に挑戦し、企業のインターンシップ体験や独自のプロジェクトを通して、生きる力と主体的・創造的な思考力を養っています。

ちなみに、南知多中学校の体験型学習プログラムを用いた探究学習の取組には、愛知県内の他市町からも視察に来ていただいております。

なお、小学校を統合する場合には、保護者などとの意見交換会を行っていく中で、南知多町の目指す学校教育と育てたい児童・生徒像を体現できる学校づくりを皆さんと一緒に考えてまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

今回、小・中学校の統廃合について質問しました。

まず、中学校の統廃合については、篠島中学校の統合が殊のほか早く決定しました。保護者が統合を望んでいるという、保護者のアンケート結果を重視したようです。今日も質問しましたが、不登校対策や通学手段などのデメリットや安全性を十分に議論され、納得されたのか心配です。

また、再配置計画を進める上で、少しでも早く篠島中学校を廃校にし、経費節減を実現したかったのではないのでしょうか。しかし、決定したのなら、統合がスムーズにいくように、文化祭や体育祭などの生徒の交流や合同の部活動などを推し進め、学校運営の円滑化を図っていただきたいと思います。

現在、南知多中学校は県内の他市町からも視察に来るような特徴のある体験型学習プログラムを用いた探究学習の取組を行っているようですが、統合を機に、より一層魅力ある学校づくりをしていただきたいと思います。

教育は百年の計といます。現在建設計画中の南知多中学校が、生徒や町民にこれからずっと、百年先も愛される学校になることを期待しております。

そして、小学校の統廃合ですが、いろいろ質問させていただきました。日間賀島では、将来の小学校や行政サービス、公民館機能を集約した複合施設を検討中、篠島では、篠島小学校は篠島中学校に移転を検討中と答弁があり、1－9番では、離島の2つの小学校については、現時点では小学校の在り方について、統合について検討、協議はしておりませんとお聞きしました。

統廃合の目安となる複式学級の時期も、半島側ではまだ先のこと、小中一貫校についての具体的な議論もまだ行われておりません。災害の際には、各地区の小学校の体育館は避難所として重要で必ず必要なもの。小学校が統合となると、地域に小学校がなくなり、地域が寂れることを危惧する意見は以前から聞いているとお答えがありました。

それぞれの質問をよく考え、集約しますと、半島側の小学校の統廃合はもう少し熟慮・研究し、時間が経過してからでもいいのではないのでしょうか。また、地域の人々に納得をしてもらってからでもいいのではないのでしょうか。

最後の答弁の中で、小学校を統合する場合には、保護者などとの意見交換を行ってい

く中で、南知多町の目指す学校教育と育てたい児童・生徒像を体現できる学校づくりを皆さんと一緒に考えてまいりますと言われました。そのとおりだと思います。もっともっと時間をかけていただきたい。よろしくお願いいたします。

次、2のほうに行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-1につきまして、答弁させていただきます。

それでは、過去5年の年度末現在の高齢者人口及び高齢化率を申し上げます。

令和2年度末6,565人、38.6%、令和3年度末6,533人、39.7%、令和4年度末6,454人、40.0%、令和5年度末6,452人、40.9%、令和6年度末6,403人、41.4%であります。過去5年の傾向としては、一貫して高齢者人口は減少、高齢化率は増加している状況であります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-2につきまして、答弁させていただきます。

本町の2025年度における75歳以上の方の医療費は約36億円、介護給付費は約17億円であり、前年度、前々年度と比較してもほぼ横ばいの状況でありますので、大きな影響はなかったと考えております。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-3につきまして、答弁させていただきます。

現在、本町で相当するような事例は10件把握しております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問 2－4 につきまして、答弁させていただきます。

今年度のはつらつ教室の実施状況は、年間 3 期に分け、各期 12 回開催、場所はあい寿の丘で行っております。参加者は平均で約 10 人であります。課題としては、特に男性の方に見られる傾向ではありますが、初めて参加することに心理的な障壁、例えば知らない場所に行く不安や知り合いがいないことによる緊張感などが払拭できず、参加につながらないケースが生じていることとあります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問 2－5 につきまして、答弁させていただきます。

ミーナ助けあい隊の実施状況は、今年度の 1 月までの実績として、支援を受ける側の実利用者は延べ 43 人です。支援の主な内容としては、買物 15 件、話し相手 14 件、掃除 12 件などとなっております。課題としては、支援をする側のサポーター登録者が内海地区に集中しており、サービス提供可能地区が内海地区に偏っていることや、提供可能日、可能日時などマッチング条件が調整できないことにより、支援を受けたいときに受けられないケースが生じてしまっていることとあります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問 2－6 につきまして、答弁させていただきます。

配食サービス事業は、65 歳以上の独り暮らし高齢者等の方を対象とした事業であります。現在実利用者は 33 人であり、登録事業者は 4 事業者で実施しております。課題とし

ては、現在両島エリアを担っていただける事業者がないことでもあります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-7につきまして、答弁させていただきます。

紙おむつ給付事業は、在宅生活で重度の要介護認定者及び障害者を対象とした事業で、助成額は1人当たり年間1万2,000円であります。利用者は毎年約120人であり、近年ではほぼ横ばいの状況となっております。課題としては、この事業でおむつを購入できる取扱店が現在、内海地区1軒、豊浜地区2軒、篠島地区1軒、日間賀島地区1軒であり、師崎地区に取扱店舗がないことでもあります。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-8につきまして、答弁させていただきます。

現在豊浜地区で1か所、グループホームヒラソルとよはまが運営するカフェヒラソルが、毎月1回開催されています。当該カフェは、認知症の方とその家族がお茶やコーヒーを飲みながら気軽に相談できる場、悩みを共有できる場、家族の希望が社会に発信できる場を提供しております。参加者は毎回20人程度と聞いております。町の関わり方としては、必要により情報交換を行っております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-9につきまして、答弁させていただきます。

認知症サポーター養成講座につきましては、小・中学校を対象とした講座と、一般町

民を対象とした講座を実施しております。

町内の小・中学校においては、毎年少なくとも1校以上で実施しており、対象学年は小学校高学年及び中学校全学年であります。

また、今年度一般町民を対象とした講座は9月に実施しており、20名の方に参加をいただきました。課題としては、参加者が固定化されている状況があり、あらゆる世代の町民に講座が浸透していないことであります。

なお、今年度は町民に広く認知症に対する理解、その支援の仕方を深めていただくことを目的に、3月12日、南知多町総合体育館サブアリーナにおいて講演会「わたしの暮らしが続くまち、南知多」を開催いたします。認知症になっても希望を持って地域で暮らし続けることができることを、認知症当事者の方が直接伝えてくれる貴重な講演会となっております。ぜひこの機会に、町民の皆様には御参加いただけると幸いです。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

すみません。

10番と11番、続けてお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-10につきまして答弁させていただきます。

地域サロンは、地域住民同士が近くで気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場です。現在、町内において18か所で実施されております。利用者数は会場ごとで異なりますが、1回当たり5人から40人程度で、内容はコーヒーやお茶を飲みながらおしゃべりをしたり、健康体操やカラオケなどを楽しんでおります。課題としては、主に運営スタッフの高齢化、参加者の固定化及び運営費用の確保などが上げられております。

続きまして、2-11につきまして答弁させていただきます。

自主グループが少ない地域の地域サロン開設に向けた支援については、まず地域の様々な団体等への開設依頼を行います。協力していただける団体等が決定した後は、会場選定や企画立案等のサポートを行い、また立ち上げ後には継続的な運営状況の把握に努めるなど、伴走支援を行っております。以上です。

○10番（榎戸陵友君）

12番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問2-12につきまして、答弁させていただきます。

榎戸議員からいただきましたこれまでの御質問を通じまして、本町の高齢者福祉における現状と、現場が抱える具体的な課題につきまして、多角的な視点からの御示唆を頂戴いたしました。現在、本町においては、いわゆる8050問題といった複合的な課題を抱える世帯が一定数ございます。

また、介護予防事業やミーナ助けあい隊など支え合い活動においても、参加者の心理的障壁や担い手の地域偏在といった解決すべき課題があることを承知しています。

先日、南知多中学校におきまして、町の発展を目的とした企画を地域の方々に発表するクリエイティブミーティングが開催されました。その中で、3つのグループが、高齢者の交流の場や働く場の提供をテーマに発表された報告を受けています。いずれのグループも高齢者の皆様を大切に思い、知恵を絞って企画した非常に気持ちのこもった内容でありました。行政を任された身として、次代を担う中学生がこれほどまでに熱心にまちの未来や高齢者の福祉を考えてくれていることを大変うれしく、心強く感じている次第でございます。

こうした若い世代の熱意に応えるためにも、次期計画の策定に当たっては、以下の3点を軸に、私の強い決意を持って取り組んでまいります。

1つ目は、つながりの再構築と居場所づくりであります。

現在、町内18か所で展開されている地域サロン等の活動に対し、スタッフの高齢化や運営費確保といった課題を克服できるよう、生活支援コーディネーターを通じて立ち上げの支援や人材育成をさらに強化してまいります。

2点目、重層的な支援体制の継続であります。

8050問題や認知症ケアなど、複雑化するニーズに対しまして、行政、関係機関、そして地域の住民の皆様が一体となって、誰一人孤立させない包括的な見守り、支援体制を継続してまいります。

3点目は、「ワクワク」を育む社会参加機会の創出であります。

中学生のアイデアにもあったような、高齢者が役割を持ち、輝ける場の創出に努めて

まいります。高齢者誰でも参加しやすい環境整備や、空白地域におけるサービスの確保など、地域ごとの特性に応じた施策を展開してまいります。

また、来年度当初予算案におきまして、新規事業として高齢者海っ子バス運賃補助事業や、難聴高齢者の補聴器購入費扶助を計上しています。高齢者の皆様が主役となり、その経験や活力を地域に還元できる生涯現役、わくわくできるまち、そのまちづくりを、この次期計画を通じて力強く推進していくことをお約束し、答弁とさせていただきます。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

さて、私たちが住む南知多町の高齢者は、実に40%を超えるほどになりました。今後増加傾向にあります。大正、昭和、平成、令和と移り変わる激動の中を歩いてこられ、今日我が町がこのように繁栄しているのも、かつてない困難な時代を力強く生き抜いてこられた高齢者の努力のたまものであります。この方たちがますますお元気で幸せな日々を過ごしていただけますよう、高齢者福祉の充実に一層努めていかなければなりません。

答弁の中で、南知多中学校が高齢者の交流の場や働く場の提供というテーマの発表をし、とても感心しました。

そして、次期計画の策定に当たって3点の、強い決意を伺いました。

まず1点の、つながりの再構築と居場所づくりでは、地域サロンの立ち上げ支援や人材育成を強化すると言われました。今、私の住む大井のまちでは、赤ちゃんや幼児、高齢者の居場所的な地域サロンを運営しようと考えている方がいらっしゃいます。どうか、こういった方の立ち上げ支援にも、ぜひお手伝いをお願いしたいと思います。

2点目は、重層的な支援体制の継続、そして3点目が、「ワクワク」を育む社会参加機会の創出です。昨年、片名地区のフレア太極拳をたしなむ高齢の女性から、私たちのような高齢者がわくわくできるような施策が町にはあまりないから、何かしてくださいよというような御意見をいただきました。

そこで今回、この一般質問で町の高齢者福祉計画の施策を検証し、考えていくことにしたのも一つの点でございます。まさに今の町長の答弁、一つのヒントになるのかなと思います。

町長は高齢者が主役となり、その経験や活力を地域に還元できる、生涯現役でわくわくできるまちづくりを力強く推進していくことを約束してくれました。私も議員として努力をしていきたいと思えます。南知多町を高齢者の生きがい、わくわくを体験できる平和で豊かで幸せな町にしていきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時35分 〕

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読をし、再質問は自席でさせていただきます。

質問事項1. 適法かつ公正な運営と町民に信頼される町政のために南知多町職員等の公益通報に関する規程の見直しについて町運営のチェック体制とその在り方について質問していきます。

全国的に公益通報制度の見直しが進んでおります。半田市では、職員の公益通報で時間外において職員の働き方が無償労働になっている、このことが明らかになり新聞等でも是正され、報道されました。

適法かつ公正な運営と町民に信頼される南知多町行政にするためにも、半田市や美浜町の要綱と比較をし、現南知多町職員等の公益通報に関する規程の修正課題について考えます。

1点目、現行の南知多町職員等の公益通報に関する規程を利用し、この5年間でどれだけの通報があり、どんな対応をされたのか。

2点目、町の現公益通報規程では、半田市、美浜町などと比べると通報の受理・不受理の判断を公益通報委員会で判断する規定が曖昧です。通報後の公益通報の受理・不受理の判断は公益通報委員会で判断すべきであります。通報窓口である総務課長は、案件

を必ず公益通報委員会に伝え、その判断を町長に報告する明確な規定に修正すべきではないでしょうか。

3点目、職員がより通報しやすい環境をつくる必要があります。

町の通報規程では、原則実名で面談、そしてメールや文書で実施するとしていますが、通報受付の規定が非常に厳しいです。受付は、半田市の要綱のように、総務課長が文書、通報専用メールで、弁護士相談員が文書、電話、ファクス等で受け付け、通報しやすい条件にする、そういう規程に変えるべきではないでしょうか。

4点目です。町長や幹部職員が関与する法令違反が内部通報を受けたとき、公益通報委員会での通報の受理・不受理や調査の独立性を確保し、対応を明確にする規定を入れるべきではないかと考えます。これ、どうでしょうか。

5点目、職員が公益通報をしやすくするために、その手続などを職員に説明するパンフレット、公益通報専用メールなどを南知多町役場内に準備し、職員に具体的に周知されて、また説明されているのでしょうか。

質問事項2. 町民の声に応え、住みやすい南知多町に。

日本共産党は町民との対話活動を実施し、直接町民の声を聞いています。その中から寄せられた声について質問いたします。

1点目。透析を週3回やっている。島の透析の人は月12回行く。島の船賃は補助金は20枚である。もっと増やしてほしい。この声にどう答えられますか。

2点目。以前、特定健診、後期高齢者検診は各大字でやっていただいたが、コロナ以降は両島以外は総合体育館になったので行かなくなった。高齢化に逆行する。この声を踏まえ、身近な場所での集団健診の再開をどう考えますか。

3点目。知多厚生病院の巡回バスが昨年3月で廃止となり、病院に行くのも大変不便になったとの声があります。知多厚生病院へ通う住民の利便性の向上のため、町は海っ子バスの見直しを考えていますでしょうか。

4点目。空き家から発火する事例が全国でも増えております。空き家管理について町はどのような対応をしているのかとの声があります。国土交通省では空き家管理チェックリストも作成されており、所有者に対して啓発を行っていますが、町としては空き家の所有者に対してどのような指導を行っているのでしょうか。

質問事項3. 保護者、子ども、地域が安心できる教育条件整備を。

中学校の令和15年度新校舎建設に併せて小学校の在り方の方針（案）が示されました。

該当する0歳以上の子の保護者の意見を聞いた資料も示されました。先ほど課長さんも答弁されたとおりであります。文科省は、学校統合は保護者、児童・生徒、教職員、地域住民等の関係者の合意で検討することを求めています。

今後、小学校の教育条件の整備について質問していきます。

1点目、令和8年1月27日の定例教育委員会で、小学校の在り方アンケート報告で子どもを持つ保護者のみのアンケート報告がありました。保護者の統合ありきの意見だけに重きを置いて、地域住民説明会は後回しになっていないでしょうか。令和8年度の小学校機能を複合した校舎建設の基本構想、基本計画の発注は、まず各地区の住民説明会を優先し、小学校の今後の在り方を地域住民から聞いてから進めるべきではないでしょうか。

2点目、南知多町の方針は1中5小です。5小学校を長寿命化し、できるだけ地域の小学校を残すとしたら、およその経費はどれだけ必要であると考えていますか。

3点目、様々な工事費は別にして、令和6年度の小学校5校の1年間の運営費は、各小学校それぞれ幾らかかっているでしょうか。

4点目、教育委員会がこれまで説明してきたクラス替えができる統合とするならば、最低2学級が必要であります。そのような計画になっているのでしょうか。

5点目、方針（案）では、中学校新校舎建設に併せて、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室とは共同利用だそうです。特別教室の様々な机、椅子の高さ、校舎の階段の高さなど、共有は難しいのではないのでしょうか。また、プールの建設、そして職員室は1つなのではないでしょうか。

それぞれお答えいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-1について答弁をさせていただきます。

この5年間において、当該規程に基づく通報はゼロ件であり、それに伴う対応もございませんでした。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

実際に半田市の事例も含めて全くなかったというような形でしょうか。それとも、もう既にそれは解決されているということでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、当該規程に基づく通報はゼロ件でありました。

朝礼につきましては、本町においても職員が就業時間前に全員集まった段階で実施をしている課が多くありました。

しかし、この問題を契機としまして、朝礼を実施する場合は、開始時刻を8時30分以降に統一して勤務時間の適正化に努めております。なお、終礼についても同様に、実施する場合は勤務時間内に終わるよう統一を図っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-2について答弁をさせていただきます。

実際に通報があった場合には、まず公益通報委員である顧問弁護士から助言を受けながら、受理または不受理の判断を行うことを想定しております。

議員から御指摘いただいたように、本町の規程には分かりづらい点があると考えておりますので、今後はより明確な記載を検討してまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

分かりづらい点をより明確な記載に検討するとの、そういう前向きの答えでありました。

今後の検討課題として、次の内容について質問と確認をいたします。

南知多町の現在の規程では、受けた通報受理・不受理の判断は、町内部における公益

通報の流れ図というのがあります。その流れ図から見ても、極端に言えば総務課長や弁護士相談員だけの個別判断でもできてしまうという曖昧な規程となっております。南知多町の規程にある通報委員会には、第11条で調査と報告に関する事務を所掌するとだけで、受理・不受理の判断の権限が明確にされておられません。

しかし、半田市の要綱では、第4条によって総務課長は、前条の規定する公益通報を受けたときは、速やかに公益通報委員会に報告しなければならないとし、第6条では、委員会は通報の報告を受けたときは、直ちにその概要及び当該通報に係る受理または不受理の判断を行い、市長に報告しなければならないとしております。

南知多町も受理・不受理の判断は、半田市のように必ず公益通報委員会の組織としての集団的討議を経て判断し、その後町長へ報告することを明らかにする規程に改めるという内容でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問に対しまして答弁させていただきます。

御指摘いただいた点についてですが、本町の規程は個別の判断のみで対応が可能であると解釈できるため、議員から提案された半田市の規程や他市町の規程を参考にしながら、今後は委員会組織として受理・不受理の判断を行い、その後町長に報告するような形に変更を進めていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

本当に通報しやすい条件、そしてそれぞれの判断が明確にされる、兵庫県の知事のような事例もありますので、そういうことができないような形でぜひとも進めていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－3について答弁をさせていただきます。

本町の規程では、職員は通報を文書やメールまたは面談を通じて行うことができます。ただし、弁護士相談員への通報に関しては、文書のみでの受付となっています。通報者は原則として実名での提出が求められますが、通報事案について客観的に証明できる資料がある場合には、匿名での通報も認められています。

議員から御指摘にもあるように、職員が通報しやすい環境を整えることは非常に重要でございます。そのため、今後は他市町の要綱や顧問弁護士への相談を踏まえ、本町の規程について見直しを進めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

これも、通報しやすい環境を整えるということについても積極的に見直しを進めるといことで、その見直しのために再度確認をさせていただきたいと思います。

半田市の要綱と比較して質問いたします。

南知多町の規程3条においては、通報窓口の担当者は、総務課長が総務課長内で受付者を指名するとしているだけで、誰が窓口担当者なのか曖昧になっております。南知多町の規程第6条で、総務課長または通報窓口宛ての公益通報相談員宛ての通報方法の説明は若干あります。しかし、この関連が非常に分かりにくいような規程となっております。

半田市の要綱では、第3条において明確に通報は総務部総務課長と弁護士の公益通報相談員により行うものとするとして、シンプルで分かりやすくなっております。

南知多町の規程においても、通報受付対応者を明確にしたシンプルで分かりやすい規程に修正することが課題であるということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

現在の町の規程では、通報窓口である総務課もしくは公益通報相談員である顧問弁護士に通報する形となっております。顧問弁護士に通報した場合は、顧問弁護士より総務課へ報告をしてもらう仕組みとなっております。

ただ、通報窓口をより分かりやすくすることは、非常に重要であると考えておりますので、半田市の規程や他市町の規程を参考にしながら、分かりやすい規程に修正する方向で検討を進めてまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

これからの、行政の課題として透明性のある、そして住民に納得できるような行政にしていく必要があると思います。

町の職員が上部の管理職を訴えるみたいなことは、なかなか難しい状況が確かにあります。しかし、働き方の中で、パワハラやセクハラの部分についてはしっかりとしたチェックが必要かというふうに思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－4 について答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でもお伝えしたとおり、職員から通報を受けた際には、町長が受理または不受理の判断を行う前に、顧問弁護士である公益通報相談員に助言を求めることを規程に明記すべきだと考えております。その上で、町長や幹部職員の関与が疑われる事案については、当然ながら本人に通報の事実を知らせる前に、顧問弁護士である公益通報相談員に相談し、その指導に基づいて対応することが重要です。

議員が御指摘いただいた規程への明記については、弁護士と協議しながら検討をしてまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

今、幹部職員の不正、違法行為には、公益通報委員会から関連の部長や教育長、課長は排除すると、南知多町の規程にも書いてあります。

しかし、なかなかその独立性については、どこまで確保できるんだろうかという、そういう疑問があります。

それで、顧問弁護士からの助言や指導も受け、同時にまた別の新たな第三者委員会を立ち上げることがより独立性を高めた調査報告になるというふうに考えると思うんですが、第三者委員会の考え方についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問に対しまして答弁させていただきます。

公益通報に関して新たな第三者委員会を同時に設置する案は現在考えておりません。

既存の公益通報委員会では、委員である顧問弁護士からの助言を受ける体制が整っており、信頼性の高い調査を実施できると考えております。そのため、追加で第三者委員会を設置することは、責任の所在が不明確になり、重複や混乱を招くおそれがあると予想されます。

ただし、特別職に関連するパワハラやセクハラなど、町の組織内で完結しない案件につきましても、独立性を高めた調査や報告が求められるため、その場合には、第三者委員会の設置を検討する必要があると考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

今、受付は顧問弁護士ということになっておりますが、その部分については、半田市は2人顧問弁護士をつけて、受け付けることになっております。南知多町は1人なんで

すけど、弁護士の数を増やして、受付場所を増やすということについてもまた検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次、申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－5について答弁をさせていただきます。

職員への制度の説明は、町のホームページを通じて実施されています。具体的には、職員向け及び外部向けの公益通報に関する規程や消費者庁の外部リンクを活用した制度概要やリーフレットなどを通じて周知を図っています。また、職員が誰でも閲覧できるファイルには、公益通報制度に関する情報を含むコンプライアンス関連の資料が常にアクセス可能な状態で整備されています。

現時点では町独自のパンフレットを作成する予定はありませんが、職員への周知が十分であると言いきれない状態です。

そのため、今後は機会を見つけて周知活動を進めていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

確認します。公益通報専用メール、そのメールに弁護士が答えたことによって、半田の違法労働が明らかになったわけですね。やはり専用メールをしっかりと明確に作っておくということが必要ではないかと思えます。

公益通報メールの設置をして、その使い方を具体的に町職員に周知して、新人職員に対しても職務オリエンテーションなどの折に、周知していくことが必要だというふうに考えますが、お答えいただけないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

専用メールにつきましては、顧問弁護士へのメールについては顧問弁護士のメールを送ることができますが、役場庁舎内については専用のメールアドレスというのを設けておりません。

ただ今後、先ほど答弁したように、規程を見直す際には、職員が通報しやすい環境を整える観点から、指定したメールアドレスを職員に示すことも選択肢の一つとして検討してまいりたいと思います。

また、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、職員には、公益通報に関連した資料の提供や町のホームページを通じて公益通報制度の内容や利用方法の周知を図っております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

分かりやすい規程にぜひとも直していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-1、2-2は、私厚生部長から、2-3、2-4につきましては総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

人工透析を実施している方につきましては、基本的には身体障害者手帳1級に該当し、所持しているものと認識しております。身体障害者手帳1級を所持している方の名鉄海上観光線の船賃は、町の障害者交通費助成により回数無制限で半額助成券を交付、残りの半額については名鉄海上観光線の障害者運賃割引が適用され、全額無料となります。

今後も町の障害者交通費船賃の助成につきましては、継続して実施してまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。

ぜひ積極的な施策を引き続きよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

特定健診、後期高齢者健診は、総合体育館等町の施設で実施する集団健診と地域の医療機関等で実施する個別健診の2つの受診方法があります。

集団健診につきましては、議員のおっしゃるとおり、令和元年度までは各地区の公民館等で行っていましたが、新型コロナの流行により3密を避けるため、令和2年度より受診時間を予約制とし、会場も保健センターに変更をいたしました。その後、階段があると足の悪い人は行けないとの町民の声に応え、令和5年度より受診しやすいように総合体育館で行っております。また、交通手段を確保するため健診会場に海っ子バスを利用する方には往復の乗車券を配布し、町民の負担軽減を図っております。

もう一つの健診方法である個別健診は、町内の医療機関のほか、美浜町の医療機関3か所においても受診できます。日頃から通院している身近な医療機関、いわゆるかかりつけ医療機関で自分の都合のいい日に受診できるというメリットがあるため、受診者も年々増えております。コロナ禍の影響で令和2年度に受診率が著しく低下しましたが、ただいま説明しました新しい健診の受診形態も徐々に浸透し、直近のデータである令和6年度の集団、個別を合わせた受診率は、特定健診36.4%、後期高齢者健診24.1%で、コロナ前の受診率と同水準まで回復しております。

そのため、令和元年度まで行っていた健診の受診形態、議員のおっしゃる身近な場所での集団健診を再開する考えはありません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

受診の様子は、特定健診が36.4%、高齢者健診が24%とコロナ前ほど戻ってきたというふうなことで大変よかったと思います。

総合体育館を利用する方には、特に今海っ子バスの往復乗車券の配布ということをおっしゃいました。

どのようにこの周知をしているのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（伊藤尊人君）

再質問につきまして答弁させていただきます。

特定健診、後期高齢者健診の受診対象者には、4月に個別通知をお送りしております。そちらに同封してある予約申込書の中に、海っ子バスを利用して町総合体育館に来られる方は無料乗車券をお渡しする旨を記載し、周知しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

できるだけたくさんの方が受診ができるように、南知多町健康一の町になりますように、ぜひとも努力をよろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-3につきまして答弁をさせていただきます。

海っ子バスは、令和5年10月に南知多美浜環状線に路線再編を行い、おおむね午前8時から午後5時までの知多厚生病院が営業している時間帯につきましては、内海方面、師崎方面ともに知多厚生病院を経由するルートとすることで、通院される方の利便性を最大限考慮をしております。

なお、現在は既存の環状線に加えて豊浜線の復活も検討しており、復活した際には豊浜方面からも知多厚生病院を経由するルートを検討しております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

確認したいと思います。

病院に行くことが高齢者にとっては大変であります。

豊浜線の復活も検討していることで、大変ありがたいことです。特に豊浜地区の方々には助かる再編であると考えております。

知多厚生病院への運行バスは、今後、豊浜線と右回り線と左回り線の3線によって厚生病院の行き帰りができるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員の再質問につきまして答弁をさせていただきます。

豊浜線、右回り線、左回り線ともに厚生病院にて乗降できるよう路線を調整してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-4につきまして答弁をさせていただきます。

町では、住民等から管理されていない空き家の情報提供があった場合、現地確認、所有者調査をした上で、所有者等に対し空き家の適正管理を促す文書を送付しております。

そのうち、特定空き家に認定された空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導等を実施しております。

なお、建物の所有者への直接的な啓発としては、固定資産税の納付通知送付時に空き家管理に関するチラシを同封して、空き家バンクの活用や相続を促すことで、新たな特定空き家が増えないように努めております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

令和8年度までで南知多町の特定空き家は各内海地区、豊浜地区、師崎地区、篠島、日間賀地区でそれぞれ何件を認定しているのでしょうか。お答えください。

また、管理不全空家と認定された空き家もあると思います。これは各地区それぞれ何件を認定しているのでしょうか。

令和7年度は町の補助金による指導、勧告で改善の手だては具体的に本年度は何件あったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員の再質問につきまして答弁をさせていただきます。

現在本町では、管理不全空家は特定空き家に含めて対処しております。ですので、令和8年2月末現在での特定空き家の件数を答弁させていただきます。

内海地区につきましては20件、豊浜地区26件、師崎地区25件、日間賀島地区3件、篠島地区21件の合計95件でございます。

なお、令和7年度町補助金を利用し解体された特定空き家につきましては7件でございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

南知多町において、これは壊さないと危ないとそういう空き家がありますよね。隣の家に寄りかかってきているだとかというそんなような事例があつて、特にそれを緊急時に取壊しをするというそういう事例はないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

今年度町内で発生した特定空き家の崩壊につきましては4件ございまして、その都度、

職員等により対応させていただきました。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3-1、3-2、3-5につきましては、私、総務部長から、3-3、3-4につきましては、教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは御質問3-1について答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、まず3月17日に豊浜地区の住民説明会を開催いたします。続く4月には、南知多町役場、篠島、そして日間賀島の3会場におきまして、住民説明会を実施してまいります。その後、これらの説明会でいただいた御意見を踏まえた上で、基本構想及び基本計画の策定に係る業務委託を発注する運びとなっております。

小学校は地域に根差した公共施設であり、地域の方の御理解と御意見を丁寧に向いながら進めていくことが重要であると認識しております。小学校の今後の在り方など、教育委員会とも連携しながら検討を進めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

3月17日には豊浜地区の説明会を実施するとのことですが、納得できる説明会になってほしいと思っております。

今回発表した教育委員会の案は、ちょっときつい言葉を言いますと、津波を想定しての強制脅し移転計画とも受け取られかねないと思っております。

中学校建設条件とは別に、移転先でも現在と同じ豊浜小学校の学習環境条件が十分に保証されることを前提として、豊浜地区住民説明会が開かれる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、豊浜地区住民説明会の後も、豊浜地区の区長会をはじめとして住民にできるだけ広く、アンケートなどで校舎移転などの意見を聞くべきと考えておりますけど、その準備はしているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問につきまして答弁します。

まず、議員のおっしゃる現在と同じ学習環境が十分に保証されること、これが何を指すのかちょっと分からないところがございますが、現在保護者アンケート結果を踏まえた方針案を示したものでございまして、この方針案を基に保護者や豊浜地区の皆さんの意見をお聞きしたいと考えております。

また、豊浜小学校の移転が決まった場合には、来年度以降、基本構想、基本計画をはじめとする建設に当たっての行程において、保護者や地域の皆さんと協議する場が必ず出てまいります。そのようなときには、保護者や地域の皆さんと協議を重ね、できるだけ意見を反映した学校建設を行いたいと考えております。

広く地区住民へのアンケート調査を実施してはどうかという意見につきましては、住民説明会を行った中で必要性について判断していきたいと考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これは最後のほうの質問にも関わってきますが、南知多町の保護者の皆様へという1月28日付のアンケートを踏まえた今後の方針（案）についてという文書が発令されております。

そこには将来小学校の統合が必要となる場合に備えるため、中学校新校舎建設に併せて、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室などは小・中学校で兼用できる校舎を計画する。津波発生時、浸水のおそれがある豊浜小学校は、令和15年度の新校舎完成時に移設し、児童の安全を確保すると、この2つの条件がつけられております。

先ほど私が言いました学習条件が、今のきちっとした形で担保されているかという、そういうことでは特別教室を一緒にしてしまうということについては非常な懸念があると、そういうことを思っているということです。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3-2について答弁をさせていただきます。

5つの小学校に対し、長寿命化改良事業を実施した場合の概算費用についてお答えをさせていただきます。

公共施設再配置計画の策定時に用いた試算単価に、昨今の物価上昇率を反映させ、再積算いたしましたところ、総額で約58億円が必要となる見込みでございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

各学校は、既に耐震対策は実施されております。それで、今回の試算だと長寿命化は平均で約11億6,000万円ぐらい、割ってみますとね、の費用がかかるというふうに理解しました。

長寿命化しなくても、まだ各施設は十分に利用できる段階にあります。

予防回収措置で対応したら、もっと経費は少なくなるのではないかというふうに考えますが、約半分程度の予防改修費と見てよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

予防回収措置は本来、施設の劣化前に行うものですが、各学校は築50年前後が経過しており、既に一定の経年劣化が進んでおる状況でございます。

このことから、改修内容や範囲によって改修費用については大きく変動することが考えられますので、長寿命化改修の半額程度で済むということは断定することはできません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これは今後、どうしても学校を地域に残してほしいと住民説明会にそういう声が出た

ときに、ではどれだけの費用がかかるのかというところは地域住民に対して示すことが必要になってくると思います。

それで、やはりこの約50年というやつも、本当は60年なんですね。60年で、財政的なもので47年ですね。今、法律の範囲ではね。だけど、実際は60年の建物を普通のコンクリートの建物だったら、60年というのが昔そういうふうに言われておりました。現在は47年になっていますけれども。

しかし、やっぱりそういう点でまだまだ十分に使える施設であるということを地域住民にも説明していくことが必要というふうに思いますので、またそこら辺の具体的な数字については今後も検討していただきたいと、このように思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

ちょっと内田さんに伺います。

今言った本当は60年、これは先ほどあなたが言われた適法なんですか。そう発言されているって、60年使ってもいいってことなんですか。

○5番（内田 保君）

今は違います。

今の公式な国の見解は47年です、たしか。

なので、だからそこら辺のところについては実際には……。

○議長（鈴木浩二君）

分かりました。ちょっとお待ちください。

これ今町民の方も皆さん聞かれております。

47年ですね、今の国の決め事というのは、60年も使えますよというのは、それはあなたの御意見ということでよろしいですか。

○5番（内田 保君）

これは、前に国が出しておった施策ですね。

○議長（鈴木浩二君）

前は前でしょう。今は違うんでしょう。

○5番（内田 保君）

今は違います。

○議長（鈴木浩二君）

はい。では、あなたの御意見ということで伺っておきます。以上です。

○5番（内田 保君）

そういう点では47年です。それは訂正しておきます。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問3-3につきまして答弁させていただきます。

各小学校の工事請負費を除いた1年間の運営費につきましては、内海小学校が2,400万2000円、豊浜小学校が2,060万9000円、みさき小学校が3,167万円、篠島小学校が1,454万1000円、日間賀小学校が1,712万3000円です。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

大体1,000万円から2,000万円というような額で、学校運営費についてはできると。もちろん校舎などを直せば、変わってきますけれど。

実際に校舎だけの改築をどうするかというそういう課題がもし残すということになったときには、喫緊の課題として、じゃあどうするかと、そういう問題が出てくると思います。

ただ、いろんな運営費の問題については、たとえばパソコンを換えるだとかそういうようなことでは、多分経費が増えてくるとは思いますけれど、ぜひとも住民と一緒に話すときには、こういう運営費やそれから改修費についてはどうなのかと、そういう点の問題提起もちゃんと出していきたいと、このように思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-4につきまして答弁させていただきます。

令和3年1月に策定した南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画では、学校規模適正化の基本的な方針といたしまして、小学校の望ましい学級数は全学年でクラス

替えを可能とし、学習活動に応じて学級を超えた集団を編成して、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上、全学年で12学級以上あることとしております。

しかしながら、方針を踏まえた計画としましては、学校の小規模化が進む中で、子どもたちにとってよりよい教育環境を提供していくため、望ましい学級数に近づけていくことを基本とするが、本町の地理的条件、歴史的な背景、学校と地域との関わり合いなどを考慮し、小学校では将来複式学級が懸念される学校を統合することとするが、それ以外の学校については単式学級が確保できるよう努め、当面の間は存置するとしております。

2学級以上の複数クラスを編成できることにこしたことはありませんが、先ほどの榎戸議員への答弁にもありましたとおり、現在の人口推計では、令和12年には日間賀小学校において、また近い将来、他の小学校においても単式学級を保持することが難しくなることが危惧されます。

したがって、南知多町の小学校を今後どのようにしていくかについて、早急に検討していく必要があると考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

愛知県の複式学級の基準は、小学校1・2年生を7人、そして7人以下ですね、その他は14人以下であります。

複式学級に数字上該当する場合でも、愛知県は弾力的配慮がなされる場合、先ほど課長さんや部長さんも答えておりました、場合も想定しております。

そして、町は県の教育委員会との話合いによって、加配措置等で、そして形式的な複式学級の当てはめはしないことがあるという、そういう認識をちゃんと持っているということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

複式学級に数字上該当する場合においても、愛知県においては各年複式解消制度というものがございます。これは先ほど内田議員が述べていたと思いますが、そういったところで、なるべく単学級が保持できる制度が愛知県にはございます。

議員御指摘の両教育委員会による話し合いにより、加配措置で形式的な当てはめはしない制度、こちらにつきましては、ちょっと申し訳ございません、私存じておりませんが、例えば3年生、4年生、5年生、6年生の2学年、14人以下、その半分といたしまして、単学級が7人以下になることについて、果たして本当にそれでよいのか。保護者がそれを望むのか、それが問題であると考えておりますので、今後保護者の皆さんとの意見交換会の中で検討をしていきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

私も多くの人に聞きますと、1桁の学級でいいのかと、そういうふうな声を聞きます。

町の教育委員会が出している令和13年度の小中学校の児童・生徒数の見込み数、1年生ですが内海小学校は11人、豊浜小学校、5人、みさき小が8人、篠島小が5人、日間賀小は6人というふうな数字が出ております。2年生も内海小学校は9人、そして豊浜小学校11人、みさき小11人、篠島小7人、そして日間賀小8人と、こういう非常に1桁に近いような学校になってきているということは、これは事実だと思います。

この前住民課の課長さんにお聞きしたところ、今年の出生数が大体40人ぐらいは超えるんじゃないかということでした。そういうふうなこともちょっと言われておりますので、大体要するにこのぐらいの子どもたちの数が並んでくるというふうなことは恐らく予想されると思います。

実際に複式学級になればいろんな形での複数の授業をしなければいけないので教師が大変になる訳ですがただ、いい点もあります。

いろんな事例を調べると、愛知県の中では特に一番多いのは、豊田市です。豊田市では、やはり少人数の学級が非常に多くて、1つ取り上げますと、豊田市立則定小学校、この学校は、小学1年生が4人、2年生が4人、3年生11人、4年生10人、5年生4人、6年生6人で、これ8人なんですけど、複式にしていけないんです。豊田市は自分の市の

中で加配するという、そういう事例もありますから。愛知県が加配しているかどうかということは、ちょっと私そこまで調べておりませんが、だから、豊田市の場合には割と複式にしない、4人だとか3人の学校が結構多いです。この学校は全校生徒が39人です。

だから、地域の中に学校を残していくという所は愛知県の中に結構あるんですよ。

これは大体特認校と言われまして、誰が来てもいいよと、全国からこの学校には誰が来てもいいんだよと遠くから来てくださいねという、そういうふうな特認校扱いをしているところが非常に多いです。

そういう点で、南知多町も、例えば篠島小学校、日間賀小学校は今後残すということと原則やっていくということならば、やはり特認校扱いというふうなことをしていてもいいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

議員のおっしゃる特認校そういった制度があるというのは、私ちょっと申し訳ないです、存じておりませんでした、そういったものがあると思います。

ただ、先ほど言いましたとおりです。その保護者が、現状今の保護者がその複式学級という制度自体を本当にそれでよいのか、それでいくのかそういったところをやっぱり確認して、特認校ということで例えばほかのところから呼べばいいんじゃないかとか、そういったところよりもまず今現在いる児童、保護者、その方たちがどのようにお思いなのかそれを聞くのが第一と考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

まさにそうだと思います。

しかし、こういうふうな形で豊田市のほうでは工夫してますよということです。そういうような事例も挙げていただいてもいいんじゃないかなと私ちょっと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3－5について答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、小・中学校の共同利用において、児童・生徒の発達段階の違いによる体格差の配慮は、安全で円滑な学校生活を確保する上で極めて重要な視点であると認識しております。

これらの具体的な対策やプール、職員室等の在り方を含めた全体的な施設の使用については、来年度発注予定の基本構想・基本計画策定業務委託において整理して検討してまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

繰り返しになると思いますが、もう一度確認します。

小学校、中学校を同一敷地内に造って、小学校教育の特別教室と中学校教育の特別教室を併用は、時間数も内容も違います。準備行為からも違います。なかなか困難が予想されます。

特別教室は別々の教室を用意すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、総合的に様々な点で校舎の造り方が違ってくると思われます。階段もそうです。小学校校舎、中学校校舎、中学校専用運動場、小学校専用運動場はそれぞれ別に準備すべきと考えますが、これもどうでしょうか。

そして、地域とともにある教育条件の観点から、この3小学校はできるだけ長くその地域の中に残していくことも地域住民と話し合っていくことも課題であると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問に対しまして答弁させていただきます。

仮に小・中学校を同一敷地内に建設するとしたら、そのメリットとして、施設や教材を共有することで施設の効率化ができ、建設コストや維持管理費など財政負担を減らし

ながら充実した教育環境の整備ができるとあります。

厳しい財政状況の中、費用対効果を考えた中で充実した環境整備を行うには、施設共有は必要不可欠なものと考えております。

また、議員のおっしゃる施設の使用面において調整が必要とはなりますが、全国的にも施設を共有する学校が多くあり、また小・中学校合わせても近隣市町、ここら辺でいきますと半田市だとかそういったところにはなってくると思うんですが、単独小・中学校に比べ学級数も南知多町は少ないです。そういったことから共用ができないとは考えておりません。

3小学校をできるだけ長くその地域に残していくこと、こちらにつきましては、豊浜小学校は中学校と併設し、同時期の移転を検討しておりますが、内海、みさき小学校については、施設の老朽化の問題などを考慮した中で、小学校を今後どのようにしていくかなど、来年度以降になります。保護者や住民の皆様と十分協議していきたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

1 点お願いいたします。

3 月 17 日に豊浜小学校の住民の皆さんと話し合うということです。

そこで、豊浜小学校はこれをそのまま残してくれと、そういう声が非常に多かったというときには、中学校と一緒にしないというふうな結論でよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

議員御存じだと思います。

アンケート結果から見ましても、豊浜地区の今現状の小学校以下の保護者の皆さんの回答につきましては、豊浜小学校については南知多中学校と併合するような形で望む声が多くございました。

今後です。豊浜地区の住民説明会を行いまして、住民の方から残していただきたいという話が出てくることは確かにあり得ます。ただ、保護者の皆さんがそのように望んで

いる中、住民の方がそれを御理解していただけないということは、正直言って私は考えておりません。ということもありますので、今後、3月17日に豊浜地区の住民説明会で保護者のアンケート結果と先ほどの方針案を説明いたしますが、その中ではその方針案について御理解をいただくよう考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。

この学校というところは子どもたちが育つ場所であり、地域の重点的な、集中的なコミュニケーションを取る場所、そういう場所でもあります。これまでもそのような場所として機能してきました。

なので、実際に子どもたちが育つ場所としては、30人に1人の先生と10人に1人の先生では、どちらが教育効果が上がるかといったらば、当然これ明らかであります。

そして、実際に地域の中で子どもを育てるといふ、そういう立場で見たときに、自分が移転してきて住もうかとそういうふうにかどうかということも、例えば内海地区の方が豊浜に来ると、そういった場合に、小学校ないから住むのをやめようかと、そういうことも結構予想されるんですね。それは豊丘小学校や山海小学校の事例を見れば明らかです。なので、やはりメリットとデメリットを十分に住民の中で話をし、そして議論を尽くしていくことが必要だというふうに思います。

私も住民の声を尊重しながら、住民が統合すればいいじゃないかという、そういうふうに思えば、それはそうすればいいと私も思います。

ただ、その前提条件を提示するということが必要だというふうに思いますので、ぜひともそこら辺よろしく願いいたします。終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 11時35分]

[再開 11時45分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで一言申し上げておきます。

橋本由岐穂議員の一般質問であります。途中で休憩が入ると思いますので、その辺のことを皆さんもよろしくお願い申し上げます。

それでは、2番、橋本由岐穂議員。

○2番（橋本由岐穂君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1. 南知多町の守る景観・攻める景観についてを質問いたします。

南知多町には、私たちが誇れる美しい景色がたくさんあります。内海で生まれ育った私でさえ、こんなすてきな場所があったのかと驚くような風景がまだ町内には隠されています。こうした地域の宝を、今を生きる私たちはもちろん、これからは次世代の子どもたちへしっかり引き継ぐために守っていかなければいけません。

しかし、地元の私たちが知らない景色を町外から来る方が知ることはもっと難しいはず。そこで、令和7年4月1日から南知多町まちなみ景観条例が施行されています。

この条例は単に風景を制限するものではなく、景観で絆を育み、景観で選ばれる南知多にするという理念の下、魅力ある景観を保全し、活用してつくり出していく目標のためにあります。

また、南知多町における景観の考え方については、令和6年4月に発行された南知多町景観計画、美しい海と島々の中に示されています。

町議会においても、令和6年6月定例会で南知多町景観計画のその後についてが一般質問され、令和6年12月議会でまちなみ景観条例を問うとして一般質問がされています。そうした過去の先輩議員の一般質問を踏まえて、南知多町の景観を守るために、また活用していくために担当部局はどのように取り組んでいるのか、町民の皆さんの目線で質問させていただきます。

質問の(1)南知多町の豊かな景観を守るために条例に定める事前協議及び行為の届出については、現在まで何件ありましたか。また、それに対して町はどのようなアドバイスや対応をされたのでしょうか。

質問の(2)条例では、地域のシンボルとなる歴史的な建物や立派な樹木を町が景観重

要建造物や景観重要樹木として指定できることになっています。現在の指定状況を教えてください。また、これらを町民の皆さんに知ってもらうために、どのような工夫をされていますか。

質問の(3)町が重要建造物や景観重要樹木として指定したときには、どのようなメリット、デメリットがありますか。

(4)景観を守るための専門的なアドバイスをくださる景観アドバイザーにはどのような方が選ばれているのでしょうか。選ぶ際の基準も教えてください。

質問の(5)条例の第25条に定めるまちなみ景観審議会については、委員10人以内で組織し、町長が任命するとあります。特に観光で南知多町を訪れる方には女性も多く、女性の感性を生かした景観づくりは観光振興には欠かせません。男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画することは、男女共同参画社会基本法にも定められた重要な考え方です。現在のまちなみ景観審議会の男女構成比はどのようなになっていますか。

質問の(6)南知多町景観計画の景観形成の施策には、住民の皆さんが自ら地域の魅力を発信する景観特派員というすてきな制度があります。現在何名の方が活動していて、具体的にどのような発信をしてくれているのでしょうか。

質問の(7)南知多町の豊かな景観をたくさんの人に知ってもらうために、町として具体的にどのような施策を検討されていますか。

質問の(8)南知多町の自然豊かな景観を守り次世代に引き継いでいくためには、この景観を日本全国に広く周知する発信力が必要だと考えています。景観特派員の皆さんから集められた景観を自分たちだけが知っている特別な景色と埋もれさせないために、景観特派員や町民の皆さんから募った景観を南知多絶景20選や景観50選といった形でブランド化してはどうでしょうか。

質問の(9)南知多に行ってみたいと思った方がスマートフォンで検索した際、すてきな写真に出会えるということがとても重要です。SNSでの発信を強化したり、美しい景色に特化した専用サイトを作成することで、南知多の景観に引かれた方々にさらに南知多の魅力を伝えることができます。インターネットを通じて視覚的に訴えかける工夫が必要だと考えますが、担当部局の考えはいかがでしょうか。

以上で壇上での一般質問は終わります。

再質問がある場合には自席に行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

ここで暫時休憩をいたします。

この後、午後からの答弁としてください。

それでは、よろしく願いいたします。再開は13時でございます。

〔 休憩 11時52分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

橋本由岐穂議員の一般質問の答弁からお願いします。

答弁者は手を挙げてください。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

南知多町まちなみ景観条例に基づく事前協議及び行為の届出につきましては、条例の適用日である令和7年5月2日から令和8年2月末現在までに、事前協議が3件、行為の届出が3件となっております。

なお、事前協議及び行為の届出があった案件につきましては、南知多町景観計画に定める景観形成基準に基づき、条例の対象となる建築物及び工作物などについて、色彩や形態、配置などが周辺景観と調和するものとなるよう確認を行い、必要に応じて助言をしております。

また、条例に事前協議の規定を設けたことで、計画段階から相談を受けることが可能となり、事業者や町民の皆さんの理解を得ながら、良好な景観形成につながるよう、丁寧な対応に努めております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

今の答弁の中で、周辺景観との調和という言葉がありました。

現在は景観エリアの範囲として、市街化区域の範囲は市街地景観エリア、市街化調整区域の範囲は緑住景観エリア、両島の島嶼景観エリアと分けられています。それぞれ

のエリアにおいて、景観の形成基準にどのような違いがあるのかを、住民の皆さんにも分かりやすく説明していただきたいです。

また、届出を行った方が、実際に壁面や屋根の色が町からの助言により基準に適しているのかを確認はどのように実施されているのでしょうか。

なお、令和7年4月1日から南知多町まちなみ景観計画が施行されていますが、条例の施行前に建設された建築物についても、景観の形成基準を守らなければいけなくなると思います。これはどのようなタイミングで基準に沿うように変更すればよいのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

市街地景観エリア、緑住景観エリア、島嶼景観エリアは、それぞれの地域特性に応じた景観づくりを行うために区別しております。

市街地景観エリアは、一定の多様性を認めながらも、周囲と調和した落ち着いた色彩とする基準を設けております。緑住景観エリアは、田園や自然環境との調和をより重視し、市街地よりも色の鮮やかさを抑えた基準としております。島嶼景観エリアでは、海や島の自然環境との一体性を重視し、自然素材の活用や周辺環境との調和を求めています。

基準への適合確認につきましては、工事完了届の提出後、現地において色見本、カラーチャートでございますが、カラーチャートを用いて外観確認を行います。

また、条例施行前の建物につきましては、直ちに変更を求めるものではありませんが、例えば壁面の塗り替えや改修の際には、基準に沿った対応をお願いしております。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

条例の施行から約10か月という短い期間ながら、既に6件の事前協議や届出があり、計画段階からの丁寧な対話が始まっているということが理解できました。

そこで1点確認させていただきたいと思います。

町独自の景観基準に合わせるための助言というのは、美しい町並みを守るために不可欠なものです。一方で、施工主の方や事業者の方々からすれば、資材の選定やデザインの変更がコスト面や工期の面で負担に感じられるかもしれないという懸念も否定できません。景観の保護と地域の開発や新しい建物が建つという、この相反する2つの要素を、町はどうバランスを取り、調整されているのでしょうか。こうした基準が事業者の負担やハードルにならないよう、円滑に事業活動を進めてもらうために、どのような配慮や工夫を持って事業者や町民の方々へ助言されているのかをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

届出の対象となる建築物等につきましては、敷地の不動産調査や建築計画の初期段階において、景観形成基準の内容を事前に御説明し、事業者や施工主の皆さんに十分御理解いただいた上で計画を進めていただくよう努めております。

そのため、現時点におきましては、基準がコスト面や工期面で大きな負担となっているという声は寄せられておりません。

本条例は、過度に制限を課すものではなく、無秩序な景観の乱れを防ぎつつ、周囲の景観と調和した建築等を促すための制度でございます。今後も、地域の魅力向上と円滑な事業活動が両立できるよう、丁寧な対話を重ねながら助言を行ってまいります。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

設計が本格化する前の段階から、施工主の方々としっかりとコミュニケーションを取り、コストや工期の面で負担が生じないよう配慮されているという現状を伺い、安心いたしました。

景観を守ることと新しい挑戦を後押しすることは車の両輪です。南知多町がさらなる魅力的な町になるためには、投資や建設を志す方々が町と足並みをそろえて、わくわく

しながら計画を進められるような空気が欠かせません。これからも事業者や町民の方々へ前向きで温かな助言を続けていただくことを期待しています。柔軟な運用をお願いし、要望とさせていただきます。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の歴史や文化を象徴し、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを対象として指定できる制度であります。しかしながら、現在のところ、本町においては景観重要建造物及び景観重要樹木の指定実績はございません。

当該制度につきましては、町広報や公式ホームページ、SNSなどを活用した情報発信に加え、景観に関する啓発活動を通じて周知を図っております。

今後につきましては、所有者などからの指定に関する提案を継続して募集するとともに、町が地域に存在する建造物や樹木のうち、良好な景観形成に重要であると判断したものについては、町から所有者などに対し、指定に向けた相談を行ってまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

メリットといたしましては、まず地域の景観資源としての価値が明確となり、保存や活用に対する意識が高まる点が上げられます。景観重要建造物については、維持管理や修理、外観を周囲の景観に調和させた改修に関して、専門家の助言を受けることができます。景観樹木についても、樹木医などの専門家による管理技術の助言が受けられます。

なお、適切な維持管理を行うためには、一定の費用負担が生じる場合がございます。こうした負担への対応として、維持管理に要する経費の一部を補助する制度につきましては、今後、制度内容の検討を進めてまいります。

一方、デメリットといたしましては、建造物の場合、現状変更に関する規制や所有者などによる適正な管理義務が求められます。樹木についても、剪定や病虫害の駆除など

適切な管理措置を講ずる必要があります。

また、指定解除については、所有者などの希望だけでは行えず、事前協議や承認手続が必要になるなど、一定の制限がございます。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

メリット、デメリットをお答えいただきありがとうございます。

メリットとして、専門家の助言や補助金制度の検討について答弁いただき、町としてもしっかりと支援していく姿勢が伺えて安心いたしました。

一方で、指定を受ける所有者の方々にとっては、将来にわたる不安も少なくないのではないかと感じております。

そこでお伺いします。

所有者には適正な管理義務が生じますが、万が一、経済的な理由などで管理が難しくなった場合や、意図せず管理がおろそかになってしまったケースに対し、町は単なる助言にとどまらず、どのような寄り添ったフォローを想定されていますか。

また、今後、相続などで所有者が替わり、制度への理解や管理の継続が困難になる場面も予想されます。こうした代替わりの際に、トラブルを未然に防ぐための周知や相談体制などは考えていますか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に当たりましては、指定の目的や趣旨、一定の制限や管理義務が生じることについて、あらかじめ所有者や管理者の方などに十分説明し、御理解をいただいた上で進めることとしております。

指定後につきましても、所有者や管理者の方からの御相談は、まちなみ環境課が窓口となり、必要に応じて専門家の意見も踏まえながら助言を行うなど、継続的に寄り添った対応に努めてまいります。

また、相続等により所有者が変更となる場合につきましても、制度の趣旨や管理内容

について丁寧に説明を行い、円滑な引継ぎが図られるよう、相談体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

この指定の解除に一定の制限があるということは理解したのですが、長い年月の中では建物の老朽化や御家族の生活環境の変化など、避けられない事情が生じることもあるかと思えます。

そうした際に、所有者の方々が1人で悩みを抱え込まないように、町としてどのように個別の事情に寄り添い、柔軟に相談に応じていただけるのか、改めて当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

町の対応といたしましては、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定後に生じる課題や状況を適切に把握するため、所有者や管理者の皆さんと定期的な意見交換の場を開催することを検討しております。

そうした中で、建物の老朽化や生活環境の変化、さらには相続などによる所有者の変更が生じた場合におきましても、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、制度の趣旨や内容を改めて丁寧に説明し、円滑な引継ぎが行われるよう配慮するとともに、必要に応じて専門家の助言を活用しながら、所有者の皆さんが1人で悩みを抱え込むことのないよう、寄り添った対応を行ってまいります。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

所有者の方々の思いに寄り添うという前向きな御答弁をいただき、心強く感じました。景観を守ることは、所有者の方々の多大なる御理解と御協力があって初めて成り立つ

ものです。今後、補助金制度を検討いただけるとのこと。加えて、所有者の方の不安や心配に応じた細やかなサポートや、何でも気軽に話せる相談体制をさらに充実させていただくことを要望いたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

景観アドバイザーにつきましては、現在2名を町長が委嘱しております。

1名は景観分野において学識経験を有する大学教授であり、もう一名はデザイン分野に専門的知見を有する町内在住のグラフィックデザイナーであります。

選任基準につきましては、南知多町まちなみ景観条例施行規則において、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門的知識または経験を有する者の中から町長が委嘱すると定めております。その規定を踏まえ、本町の景観形成に資する具体的かつ実践的な助言が可能であるかどうかを総合的に判断し、委嘱しているところであります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

現在の南知多町まちなみ景観審議会の委員は、男性5名、女性5名となっております。

委員の委嘱に当たりましては、専門性の確保に加え、多様な視点から意見をいただけるよう、男女共同参画の視点にも配慮し、バランスの取れた構成となるよう努めているところであります。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

審議会の委員構成が男女同数であるとのこと、先進的な取組であり、ぜひ今後も継続していただきたいと思っております。

その上で、1歩踏み込んでお伺いいたします。

南知多町の魅力を観光資源としてさらに磨き上げ、選ばれる町にするためには、女性の旅行者の感性や生活者としての多角的な視点を具体的な施策にどれだけ反映できるかが極めて重要です。今後、景観計画を推進するに当たり、審議会などで出される委員の皆様様の柔軟な発想やアイデアを単なる参考意見にとどめることなく、実際のまちづくりや観光振興の現場において積極的に採用し、具現化していくというお考えはありますか。町としての前向きな姿勢をお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

南知多町まちなみ景観審議会委員につきましては、性別に関わらず、それぞれの専門性や地域での暮らしの視点からいただく全ての御意見やアイデアなどは、本町の景観形成にとって大変重要であり、併せて観光振興の観点からも貴重なものであると認識しております。

第7次南知多町総合計画に掲げる「絆・選ばれる理由があるまち」の実現に向けましては、本町を訪れる方にとって魅力的であり、住み続ける方にとって誇りとなる景観づくりが不可欠であると考えております。

審議会などでいただく御意見につきましては、その趣旨を十分踏まえながら、景観資源の魅力発信の充実など、観光施策とも連携を図りつつ、検討段階においてその施策に十分反映できるよう努め、南知多町景観計画の推進に努めてまいります。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

審議会での議論が、実際の魅力的な町並み形成の形になることを期待いたしております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

では、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

景観特派員は町民に限定しておらず、どなたでも本町の豊かな自然景観や町並み、日常生活の中で目にする身近な景観を写真に撮影し、コラムとして投稿していただくことで、地域の魅力的な景観を発掘し、自ら発信していただく制度でございます。

令和6年6月議会の一般質問において、景観特派員の人数について答弁しており、その時点での登録人数は23名でしたが、制度の周知に努めた結果、現時点では91名まで増加しております。

発信内容といたしましては、主に町内の自然景観や歴史的風景、季節ごとの風景などの写真にコメントを添えて提供していただいております。

これら景観特派員から提供された画像などは、各種情報発信媒体で共有・活用することにより、本町の景観の魅力発信につなげております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

景観特派員の方々が撮影された画像が町の魅力の発信に活用されているということは、大変すばらしい取組だというふうに感じます。

そこで、例えばですが、聖崎公園の河津桜のように、季節ごとに移り変わる、今が見どころという旬の情報を、町の公式LINEなどを通じて発信されてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

その時期ならではの旬の景観情報をタイムリーに発信することは、町民の皆さんの外出機会の創出や観光誘客の促進につながる有効な取組であると認識しております。景観特派員の皆さんから寄せられる写真や情報を活用し、公式LINE等を通じた季節ごとの見どころ情報の発信につきまして、具体的な運用方法を整理しながら実施に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

景観特派員の方々が切り取った町の旬の魅力が、公式LINEなどを通じてタイムリーにお茶の間に届き、それによって、あそこの桜がきれいだから今日出かけてみようかという小さな会話や外出のきっかけが生まれるというのは、町民の幸福感も上がり、郷土愛にもつながると思います。

特派員の方々の活動に、より一層光が当たり、町の活気に直結するような仕組みづくりをぜひ進めていただくことを要望いたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

町では、南知多町景観計画に基づき、景観資源の保全と活用を図りながら、本町の魅力ある景観の発信に向けた取組を進めております。

令和6年度及び7年度におきましては、今後の情報発信の充実を図るため、景観特派員の育成講座、特派員レポートの発行・公開への支援、動画撮影やショート動画編集など発信力向上のための講座を実施してまいりました。

今後は、観光パンフレットやSNSを活用した情報発信のほか、町公式ホームページ内に景観特集ページを設けること、さらには景観フォトコンテストやイベント開催などを検討しております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

景観特派員の育成から具体的な発信事業まで、一貫した取組を心強く感じました。

特に町の公式ホームページの中に景観特集ページを新たに設けられるという点は、ば

らばらになりがちな情報を集約して、町の魅力を内外に強力にアピールする玄関口として非常に価値のある1歩だと感じますので、誰もが訪れたいくなる魅力的な特集ページの制作を期待いたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

景観を一定のテーマで整理し発信することは、本町の魅力向上や観光振興につながる有効な手法の一つであると認識しております。

景観特派員や町民の皆さんから寄せられた地域の魅力ある景観資源につきましては、今後、全国へ広く魅力を発信していく視点を持ちながら、情報発信の在り方を検討する中で、有効な活用方法について整理してまいります。

また、議員から御提案のありました南知多絶景20選や景観50選といったブランド化につきましても、本町の景観資源の特性を踏まえ、他の自治体の取組事例なども参考にしながら、実施に向けて検討してまいります。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

南知多の豊かな景観を知っていただき、触れていただくことがとても重要だと思います。

どのような取組が現在実施されていて、また今後はどのような取組を検討されているのか、今答えられる範囲で教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

現在、本町の豊かな自然を多くの方に知っていただくための機会として、自然観察会や環境教育推進事業を実施しております。

また、令和8年度には、景観特派員の活動報告を兼ねた小冊子の発行、景観に特化した公式ホームページの充実などを予定しております。

さらに、議員から御提案のありました南知多絶景20選や景観50選につきましても、南知多町まちなみ景観審議会や景観特派員の意見をお聞きしながら、実施に向けて具体化していきます。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

景観のブランド化に向けた前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

ぜひ、他自治体の成功事例も取り入れながら、子どもからお年寄りまでが、これが私たちの町の自慢だと胸を張って言えるような、そんな景観のブランディングが形になることを期待しております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

SNSを活用した視覚的な情報は、観光客誘致など町の魅力発信において大変重要であると認識しております。

現在、集めた写真や動画などの情報を活用し、景観特派員向けにはLINEで、町内外で南知多町の景観に関心のある方々にはInstagramで発信しております。

今後は、景観の魅力がより効果的に伝わる情報配信の手法について検討するとともに、議員から御提案のありました美しい景色に特化した専用サイトの作成も含め、情報発信の充実に取り組んでまいります。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

専用サイトの作成を含め、情報発信の充実に踏み込んだ御答弁をいただき、ありがと

うございました。

美しい景観を町の財産として磨き上げ、デジタル技術を駆使して広く町外へ届けていくことは、本町の魅力を大きく広げて、本町の未来を開いていく大きな力になると確信しています。特派員の方々の思いが形となり、一人でも多くの方が南知多を訪れて、その魅力を丸ごと体感していただく。そんな選ばれる町としての魅力あふれるサイトが実現することを強く期待しております。

さて、3月は卒業の季節です。この春、住み慣れた南知多を離れて新しい世界へと進む若者たちも多いことだと思います。きらきらと輝く海と島々、そして豊かな緑。彼らには、このふるさとの風景を一生の宝として胸に刻み、誇りを持って新たな挑戦へと向かってほしいと願わずにはられません。

最後に、今月この町を旅立つ若者たちへ、心からのエールを送らせていただきます。

皆さんのふるさとは、世界に誇れる美しい海と緑、温かな南知多の風景があります。どうかこのふるさとを心の糧にして、新しい世界で自分らしく羽ばたいてください。皆さんがいつでも帰りたと思ったとき、南知多が変わらぬ輝きを持って迎え入れられる場所であり続けられるよう、私たちはこの町を守り、美しいふるさと、未来へつないでいきます。それが私たちの果たすべき責務であると思いを新たにして、南知多町のさらなる発展を強く願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

以上で橋本由岐穂議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時40分といたします。

なお、休憩中は、議場の窓を開け換気を行いますので御協力をお願いします。

[休憩 13時29分]

[再開 13時40分]

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 開かれた町政の実現に向けた取組について。

南知多町において町民の生活基盤を支えるのは漁業や農業といった第1次産業であり、

これらの産業が町の経済や地域の発展に大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。

これまで私もこれらの産業振興に力を注いできましたが、それにとどまらず、地域全体の活性化につながる施策が必要であると感じています。その中で、町民と町長が直接対話できる場として実施されている町長対話室の取組は大変重要であると認識をしています。

この取組は、行政の方針や施策について、町民が直接意見を交わす機会を提供し、町政の透明性や住民参加型のまちづくりに貢献するものです。町民の声を聞き、政策に反映させることは、より開かれた町政を築くために欠かせない要素となるでしょう。

このような開かれた町政の実現に向けた取組について、幾つかお伺いします。

1. 町長対話室の実施状況について、過去3か年の申込件数をお聞かせください。

また、町長対話室がどのような形で運営され、町民の意見がどのように集約されているのか、その具体的な運営方法についてお聞かせください。

2. 町民の意見を反映させるための実効性の確保について、町長対話室で得られた町民の意見や提案が、町政にどのように反映されているのかについて、具体的な手続や過程についてを教えてください。特に、実際に反映されるまでの期間や、それが町民にどのように伝達されるのかをお聞かせください。

3. 町民との対話を通じた行政の透明性の向上について、町長対話室が町民と行政の対話の場である以上、行政の透明性を高めるためにはどのような努力が必要であると考えていますか。

4. 町民との対話を通じた行政の透明性の向上について、今後、南知多町がさらに開かれた町政を進めるために、町長としてどのような施策を検討し、実行に移していく予定でしょうか。特に、町民参加型の政策決定や意見交換の場をどのように増やしていくかについて、町長の考えをお聞かせください。

質問事項2. ヤングケアラー支援について。

子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者、としてヤングケアラーを国や地方公共団体などが様々な支援を行うべき対象としているところです。

私はこれまでこの問題について2回にわたり一般質問をしてきました。今回、3回目の質問をさせていただきます。

前回令和4年6月議会の答弁では、1. 周知啓発について、今後、広報紙やホームページで行うとの方針。2. 教職員へのヤングケアラーに特化した研修については実施していないが、高いアンテナを張って子どもたちを見守っていく。3. 実態把握については、町独自の实態調査は実施せず、関係機関や要保護児童対策地域協議会からの情報収集で実態を把握するとしていました。

そこで質問をします。

1. その後、どのような周知啓発を行っているか。

2. 愛知県では、子どもたちが理解を深めることで必要に応じ自ら相談できるよう、子ども向けの啓発パンフレット「知っていますか？ヤングケアラーのこと」を作成しています。このパンフレットは、本町ではどのように配付をしているのか。

3. その後、教職員を対象としたヤングケアラーに特化した研修は実施しているか。

4. 4年前は要対協で把握している事例は2件でしたが、現在の把握件数は何件か。

5. 町独自の实態調査は予定しているのか。

以上で、再質問は自席にて行いますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1-1について答弁をさせていただきます。

最初に、過去3か年の町長対話室への申込件数は、令和4年度が5件、令和5年度が8件、令和6年度が2件でした。なお、今年度は2月末時点で2件の申込みがありました。

次に、運営方法について説明をいたします。

町長対話室は、町民の皆様が直接町長と対話し、自らの意見や要望を直接伝えることができる場として設けられております。この対話室は事前予約制を採用しており、原則として毎月1回、日曜日の午前中に開催をいたします。参加を希望される方は、お名前、住所、連絡先、対話テーマを記入の上、メール、ファクス、郵便のいずれかの方法で総務課へお申し込みいただいております。

当日は、町長が進行役となり、寄せられた意見や質問に直接回答いたします。また、内容によっては後日担当から具体的な施策や対応について説明することもあります。実施した対話のテーマや参加人数については、ホームページや広報で公表しております。

以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

町長対話が継続して実施され、ホームページなどの公表をされていることはよく分かりました。

一方で、申込件数の推移を見ると、制度としては整っているものの、町民の皆様の利用が必ずしも安定しているのとは言えません。

丁寧な対応で検討されていることはよく分かりましたが、ただ意見が検討中のままになってしまうことはないように、進捗状況や結果の見える化が大いに重要だと思いました。特に、町民の皆さんが自分の声がどのように扱われたかの実感できる仕組みが、行政への信頼につながると私は思います。

次へお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問の1－2について答弁をさせていただきます。

町長対話室に寄せられた御意見や提案は一つ一つ丁寧に受け止め、以下のプロセスを通じて町政への反映を進めております。

まず、対話室で出された意見は、関係する担当課に共有され、具体的な検討が行われます。担当課では、寄せられた意見や提案の実現可能性や費用対効果、他の施策との整合性などを慎重に検討をいたします。そのため、意見が反映するまでの期間については、軽微な改善提案であれば比較的短期間で実現されることがあります。しかし、大規模な提案の場合や、予算や法規制、他部署との調整が必要となり、その結果として数か月から数年かかることもございます。

また、町民への伝達方法については、意見提出者へ個別に回答するケースもあれば、町広報やホームページ、LINEなどの事案によって異なる手段が取られることがあります。

今後も町民の皆様の声を大切にし、まちづくりに生かしていきたいと考えております。

以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問1－3について答弁をさせていただきます。

町長対話室のような場を通じて、行政の透明性を高めるためには、次の3つのポイントを重視して取り組んでまいりたいと考えております。

第1に、情報公開の強化です。

ホームページやLINEを活用し、町民が必要な情報に容易にアクセスできるように、施策や予算について適切かつ分かりやすい情報提供を行うことを目指していきます。

第2に、町民参加型施策の推進です。

意見交換会やパブリックコメントを通じて町民の声を直接聞き入れ、その実情に即した施策を立案することで、透明性の向上を図ってまいります。

第3に、町民から寄せられた御意見や提案に迅速に対応し、町民との信頼関係の構築に努めます。このような姿勢が重要だと考えております。

これらの取組によって、行政の透明性を高め、町民との信頼関係を強化することを目指していきます。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

3つの方向性はよく分かりました。

いずれにしても重要な視点ではありますが、これを理念にとどめず、具体的な行動を積み重ねていくことが町民の皆様から信頼されると思います。

透明性のある行政につながるものと思います。透明性のある行政とは、制度のありな

しではなく、町民の皆様がどれだけ納得できるかにかかっていると思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

次に、御質問1－4につきまして答弁をさせていただきます。

より多くの町民が町政に関わる機会を持てるよう、総合計画の評価委員会への参画を広く呼びかけ、計画の検証段階から直接御意見をいただく機会を確保するとともに、町民意識調査におけるモニター調査を効果的に活用し、多様な声をきめ細かく収集してまいります。

また、これらの活動プロセスや結果について、町広報や公式ホームページ、LINEをフル活用し、町政の見える化を徹底することで、より開かれた行政運営を推進してまいります。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

これまでの答弁を通じ、町長対話室の運営状況や町民参加型施策の方向性については、一定の考え方は理解しました。

しかしながら、本日の質問を通じて私が改めて感じたことは、制度はあるが、町民の皆さんにどこまで実感して届いているかという点であります。

申込件数の推移を見ると、制度そのものは整っていても、町民の皆さんが声を届けたい、町政に参加したいと思える雰囲気づくりや信頼の構築という点で、まだ伸び代があるのではないかと感じております。

開かれた町政とは、単に意見を聞く場を設けるということだけでなく、声を出しやすい空気をつくること、出された声を丁寧に扱うこと、そしてその結果を誠実に示すこと。この積み重ねで初めて実現するものだと私は考えます。

そこで最後に町長にお伺いします。

町長御自身は、これからの南知多町における開かれた町政とは何であるとお考えですか。また、その実現に向けてどのような姿勢で町民と向き合っていく決意なのか、改め

てお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

吉原議員の再質問にお答えします。

私は、開かれた町政とは、町民の皆様と行政が対等な立場で未来を考え、責任を分かち合う町政であると考えております。そして、その前提に情報の公開性を高めていくことが必要であると思っております。

制度を整えることはもちろん重要ですが、それ以上に大切なのは、町民の皆様の声を真摯に受け止め、その声はどう向き合ったかを誠実に示す姿勢であります。

町長対話室においても意見の全てを実現できるわけではありません。しかし、なぜできるのか、なぜできないのか、今後どう検討するのか、その過程を丁寧に説明し続けることが信頼の基盤であると考えております。

私は、今後も町民の皆様の声を直接聞く機会を大切にしながら、参加できる町政、結果が見える町政、信頼される町政を着実に進めてまいります。

南知多の未来は、行政だけでつくるものではございません。町民の皆様と共に築くものであります。その覚悟を持って、引き続き町政運営に取り組んでまいります。ありがとうございました。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございました。

町長から開かれた町政に対する姿勢と決意をお聞きしました。

声が届き、結果が見える町政。その言葉どおり、町民一人一人が自分の町に関心を持ち、参加できる環境づくりを今後さらに具体化していただきたいことを期待しております。

開かれた町政とは、制度や仕組みだけではなく、行政がどれだけ町民の思いに寄り添い、誠実に向き合うかという姿勢そのものであると感じました。町民との対話、そして支援を必要とする方々への配慮も、その根底にあるのは、小さな声を見逃さないという

行政の姿勢であると思います。町民の小さな声もしっかりと耳を傾け、町民と共に考える町政運営をお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2-1、2-4、2-5につきましては、私厚生部長から、2-2、2-3につきましては、教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

周知・啓発活動につきましては、公式ホームページでの周知、公共施設へのポスター掲示及び窓口でのパンフレット等の配付を行ってまいりました。

子どもや若者が家族のケアによって学業や就労、メンタル、将来などに影響がないよう、今後も周知・啓発活動を実施してまいります。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

今回、半田市の取組みを調べてみました。

半田市の周知・啓発活動の中で、実際に当事者であった方を講師に招き、市民向けの講演会を開催したということでありました。このような地域に向けた啓発活動は大変重要だとありますので、本町も検討していただければありがたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の啓発パンフレットにつきましては、愛知県が令和4年度から配付しており、4年度は小学校5年生から高校3年生を対象に配付、5年度からは毎年小学校5年生を対象に配付しております。

なお、本年度におきましては、昨年11月に5年生の児童数に加え、教員分20部が愛知

県より各学校に直接送付され、学校より児童に配付しております。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

私は、今回、愛知県内の市町村の対応を調べてみましたが、ほぼ同じような取組み内容でした。

これも半田市の例になりますが、半田市では民生委員さんにも配付しているということでした。本町も地域の福祉の見守り役である民生委員さんにも配付してはどうかと思います。

先ほどの当事者による講演会とこの取組みは半田だけでございましたので、ぜひ検討をお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 2－3 につきまして答弁させていただきます。

教職員を対象としたヤングケアラーに特化した研修は実施しておりません。

しかしながら、学校では日頃から児童・生徒との関わりやアンケート調査などを通して、学習・生活面における悩み事などささいな変化を見逃さないように努めております。

さらに、学校内で情報共有するだけでなく、支援担当部署やスクールソーシャルワーカーなどとの連携も図っております。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問2－4につきまして答弁させていただきます。

ヤングケアラーとして要対協が把握している人数は、令和8年1月末時点でゼロ件でした。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

先日、私は豊浜小学校と南知多中学校を訪問し、現場の対応を聞いてきました。

先ほどの答弁にあったように、学校では日頃からの児童において悩むことなどささいな変化を見逃さないよう、学校内で状況を共有していくということでありましたが、現在、把握件数はゼロであるということですが、把握していないことが存在しないようにつながると限らないという点は強く申し上げたいと思います。

ヤングケアラーは家庭環境、生活困窮などの要因が複雑に絡み合って発生します。本人が自覚していない場合が多く、周囲も気づきにくい問題であります。

だからこそ、日頃からの教職員の専門的な気づきの向上、子どもが安心して相談できる体制整備が必要と考えますので、引き続き徹底した体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問の2－5につきまして答弁させていただきます。

ヤングケアラーの実態を把握するため、各学校では児童・生徒の様子を日頃から注意深く観察していただひており、要保護・要支援事案については、要対協実務者会議へ定期的に報告をしていただひておひます。

この会議は2か月に1回、定期的におひ催しており、児童相談所、半田警察署、スクールソーシャルワーカー、リフレッシュスクール、主任児童委員など、様々な専門家の皆様に出席いただひており、情報共有と今後の方針について協議しておひます。

このように、各関係機関による協力の下、実態を把握することができておひますので、

町独自の実態調査を実施する予定はありません。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

町独自の調査は予定していないとのことですが、国や県の動向を踏まえつつ、本町の実情の合った形での実態把握の在り方について、今後も継続的に検討していただきたいと考えます。

愛知県においては、来年度予算でヤングケアラーの支援強化策として約1,200万円を計上しています。市町村における支援体制の整備促進も盛り込まれているので、ぜひ本町も愛知県と一緒に進めてほしいと思います。

子どもたちが、家庭の事情によって将来の選択肢を狭めることがあってはなりません。小さなSOSを見逃さない町であってほしいと強くお願いします。

本日の質問を通して、声を聞くことと、その声をどう生かすかという行政の根幹に関わるテーマを取り上げさせていただきました。

町民との対話、そして支援が必要な子どもたちへの寄り添い、いずれも数字や制度だけでははかれない姿勢が問われる分野でもあります。今後も開かれたより温かい行政運営を期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

なお、休憩中は、議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 14時14分]

[再開 14時25分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問通告書の朗読とさせていただきます。

質問事項 1. 内海駅周辺の活性化事業について。

1980年に開業した名鉄内海駅は、南知多町の玄関として、海水浴などの観光面や通勤・通学などに利用され、半田や名古屋方面への直通便として地域の発展に寄与することが期待されてきました。しかし、その後のモータリゼーションの発達や少子化、さらには近年のコロナウイルス感染拡大などにより、通勤やレジャーなどでの電車の利用も減少しました。

2023年3月のダイヤ改正によりワンマン運転が開始され、内海駅も無人化となり、駅下の店舗の状況も寂しい状態になっていて、過去にも駅周辺の活性化や地域振興を促すための活動が行われてきましたが、思うような成果は見られず、今に至っています。

知多新線に限らず、全国的に見ても、赤字ローカル線の存続と利用促進による地域の活性化が課題となっている中、今回の内海駅周辺活性化事業については、官民一体となってまちづくりを進める最後のチャンスと捉え、以下の質問をいたします。

1. 今回の内海駅周辺活性化事業はいつから行っているのか。

2. 事業主体はどこか。

3. 令和8年1月31日、2月1日に駅下店舗で行った音楽フェス及びシンポジウムの参加者や意見交換の結果から見えてきたものがあれば教えてほしい。

4. 私も内海駅周辺の活性化には以前から関心を持ち、シャッターを開ける提案をしてきましたが、今回の内海駅周辺活性化事業はついこの前に知ったばかりです。これまでの取組は限られた範囲で進められてきたものなのか。地域への告知は不十分と感じるが、原因は何か。

5. 現在の店舗の利用状況や問題点、今後の展開についての具体策を教えてほしい。

6. 今回のイベントでは3店舗を借りて行っていたが、これは特別に貸してくれたのか。名鉄の協力体制や町からのアプローチの状況を教えてほしい。

7. 電車利用者の目線で見えた場合、改札を出て目の前に観光案内所があり、自分の行きたい場所やおいしい料理を提供してくれる店舗などの案内があることは、観光地として当然だと思います。そのため、改札正面の空き店舗にはアンテナショップとして内海観光協会に入ってもらいたいと考えますがどうか。同様に、今回の会場となった場所も、地域の発信場所としてのイベント会場として利用を考えてはどうか。

8. 内海駅周辺活性化について調べてみると、内海駅周辺の活性化プロジェクトという過去資料が出てきました。この資料は、若手政策研究会が制作したとあり、今回のシ

ンポジウムと目的などは同じで、そこで発表された内容は既にここでやるべきことが出ていると感じましたが、これを資料としての今回のシンポジウムであれば、もっと有効かつ効率的に進められたと思います。今回の進め方については、何か意図があったのか。また、若手政策研究会とはどのような組織で、具体的な結果まで導いて、その先の作業が止まっている要因は何か。

9. 特別列車やイベント列車の運行の計画はあるのか。お見合い列車や宴会列車など、マスコミを通して知多新線の知名度を上げるのも一つの方法と考えるが、その場合、沿線の各市町と連携による広域的な仕掛けが必要であり、有効だと考えるがどうか。

質問事項2. 内海駅周辺の活性化から内海地区全体の活性化へ。

この一、二年で内海地区の観光・商工の要素が大きく変わったと感じる。内海といえば海水浴が思い浮かぶ。想像を絶する夏の暑さによる熱中症への心配からか、海を訪れる観光客は年々減少している。

一方で、心ない観光客による砂浜でのバーベキューやその後のごみ放置が地域に迷惑をかけていた小桝海岸も、その後の公園整備と指定管理者の導入により秩序を取り戻し、イベントなど新しい形態で海との付き合いが始まっています。

一方で、商工関係では、地域内の旅館やホテル、飲食店の閉鎖が相次いでいますが、閉鎖の要因としては経営難ではなく、経営者の高齢化、事業承継の難しさなど個人的な都合も多くあると聞いています。

店がなくなる、旅館がなくなる寂しさを感じていますが、第三者への事業承継や転売など、地域内に店舗を残す方法はなかったのかと考えています。内海駅の活性化を起爆剤にするのと並行して、内海地区全体の活性化も見直す必要があります。そこで、以下の質問と提案をする。

1. 地域から店舗やホテル、旅館などが消えていく状況を見ると、地域の魅力や観光への影響も多くあると思われます。このような状況判断と、地域から同様な事案を発生させないためには、事業承継などの推進、商工会との連携が必要だと考える。町の対応策を聞かせてほしい。

2. 南知多町や内海の魅力は、日々暮らしていると当たり前の風景となり、気づきにくい面もあると思います。一方で、何度か訪れるうちにこの地域に魅力を感じ、移り住み、地域活動に積極的に関わってくださる方々も多く見受けられます。その方々の意見を吸収し、地域で活躍していただく機会を町と一緒につくりたいが、応援の方法、

事例があれば教えてほしい。

3. 地域内で店舗を閉じてしまう方もいれば、新たに店舗を立ち上げたい起業者の相談を受けることもあります。農業などの新規就農者支援金などと同様に、出店・起業を応援する支援策と、その使いやすい事例があれば教えてほしい。

4. 内海の観光面では、海水浴はもちろん、ミカン狩りやイチゴ狩り、アスレチック、バーベキュー、さらにはシラスなどの海産物、スイーツの店舗もありますが、それを紹介するパンフレットも大変よくできていると思います。SNSでの拡散以外で、アナログ的にパンフレットの拡散を、飲食店などの協力をいただくべきと考えるが、実情を教えてください。

5. 観光地の復活事例として、一度は寂れてしまったが、見事に復活を果たした熱海のまちづくりを参考にしてください。

6. 人手不足は旅館の経営にもブレーキがかかったりするが、アイデアとしては旅館を素泊まりするとお客様は安く泊まれ、食事は町なかで自由に散策し、地域のおいしい食材を楽しんでもらえば、店舗は売上げも伸び、地域の活性化につながると思う。地域全体が一つになり、お客様をもてなす姿勢、対応はできると思うが、このような商いなどを地域に紹介していく先進的な検討は、商工・観光・町そして地域が一緒になって話し合う場所はつukれないのか。

7. サップ体験や観光地引き網、宿泊施設のリニューアル、空き店舗の再活用など、本町の観光や地域経済の活性化につながる取組の可能性は数多くあると感じている。これらは本来、民間事業者や地域主体の取組であるが、そうした動きを生み出し、挑戦する事業者を増やすための仕組みづくりや支援策について、町の考えはどうか。

質問事項3. 内海駅を取り巻く交通事情について。

観光目的などで内海駅に降り立った人たちの目的地までの移動手段は、旅館の送迎を除くと徒歩やバス利用に限られるため、目的地までの移動手段について質問する。

1. 海っ子バスは私も利用しますが、最近では利用客が増加しており、時には満席になる状態もあります。まずは、地域公共交通の要になる海っ子バスの利用者数の現状を教えてください。

2. 海っ子バスと並行して公共交通空白地への支援が必要であり、バス停まで歩けない高齢者の通院や買物等の交通手段の提供は急務と考える。町と愛知県が共同でチョイソコみなみちたの実証実験を実施しましたが、この実験結果と利用者アンケートから見

えてくる公共交通への要望や、チョイソコ実用化に向けての町の考えと導入した場合の導入費用等の概算を教えてください。

3. 以前に議員の行政視察で訪問した京丹後市の事例として、電車もバスも一律200円と低額にした結果、利用者は6年間で2.3倍に増加し、運賃収入は1.3倍になり、地域の規模も違い一概に比較はできませんが、自治体の補助金額は大幅に減額したとある。海っ子バスは運賃値上げにより町が負担する運行費用の削減ができたが、値下げによる効果を検討したことがあるのか。

4. 今後の交通空白地帯対策としては、タクシー運転手の不足から一般ドライバーの運転によるデマンド型交通、タクシー配車アプリを利用した日本版ライドシェア、自家用車を利用した相乗りサービスなどが思い浮かびます。

先ほども事例として上げました京丹後市では、地域で法人化した団体が、地域にある既存のバス路線等に対する課題解決策として、自家用有償運送の制度を利用したささえ合い交通に早くから取り組んでいます。このような施策について、南知多町ではどのように考えているのか。

5. もう一つの交通シェアリングとして、公共交通に頼らず、乗りたいとき、使いたいときに利用できる自転車シェアリングがある。このような交通手段を使用すれば、海っ子バスの併用による目的地までの交通の多様化が図られると考えます。また、自転車に加えて電動キックボードなどの交通手段があれば、バスの時刻表を気にせず移動ができます。町として電動キックボード、電動自転車を利用したシェアリングサービスについて、導入検討はされているのか。

以上で通告書の朗読は終わらせていただきます。

今回、ちょっと欲張ってたくさんの質問を入れちゃいましたので、簡潔かつ分かりやすい答弁を望みます。

追加質問があれば自席で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

内海駅活性化事業は、令和6年度から実施しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

続きまして、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

本事業の事業主体は南知多町であり、所管は産業振興課が担当しております。

なお、事業については、南知多町観光協会などへ業務委託して実施しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

令和6年度・7年度で南知多観光協会以外に業務委託をしていますが、この発注している業者が変わったという要因は、これ事業内容が違ったということで変えたのでしょうか。また、令和8年度をどうするのか、それも含めてお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

令和6年度と令和7年度の受託事業者が異なった理由でございますが、令和6年度は内海駅活性化に対して将来像や方向性を整理する基本構想策定によるものであります。これに対し令和7年度は、その基本構想を踏まえた具体的な取組を実施する業務委託であったため、専門性が異なることから、プロポーザルに応募された事業者が違ったためでございます。

また、令和8年度につきましては、令和7年度に引き続き、基本構想を基にした具体的な取組を実施する業務委託のプロポーザルを行い、業者の募集を行っていく予定でございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

令和8年1月31日及び2月1日に内海駅高架下のテナントを活用して開催いたしました

た音楽フェス及びシンポジウムにつきましては、町内在住の方に加え、移住者や本町に関心を寄せていただいている町外の方にも御参加いただきました。

シンポジウムの基調講演会では、講師の大学教授より、地域資源を生かした持続可能なまちづくりの先進地事例の紹介があり、また意見交換会では、人が集い交流できる場の必要性や地域の食や海などの地域資源を生かした取組への期待など、様々な御意見をいただいたところであります。

町といたしましては、今回のシンポジウムを通じ、地域の皆さんや鉄道事業者をはじめとする関係者が情報共有をしながら議論を深めていくことの重要性や、内海駅周辺の取組が地域のまちづくりにも波及し得る可能性があることについて、改めて見いだせたと受け止めております。

今回、参加者の皆様からいただいた御意見も参考にしながら、引き続き駅周辺の活性化の方向性について検証してまいりたいと考えております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

このシンポジウム、私も参加させていただいたんですが、シンポジウムの主な題材としては、内海駅の活性化という問題を取り上げているのに肝腎な名鉄さんの関係者が参加されていなかったのはなぜでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

受託事業者からは、名古屋鉄道様への参加のお声がけはしていただいておりますが、依頼時期が遅かったこともあり、会社として正式な御出席には至っておりません。

今後は関係機関との連携をより早い段階から行い、参加いただける環境を整えてまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

名鉄さんとは、これからもそうですが、一番大事な方ですし、長い付き合いになっていくと思いますので、そのような配慮はぜひお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

今回の内海駅活性化事業につきましては、特定の範囲に限定して進めたものではございませんが、結果として地域の皆さんへの周知が十分であったとは言い難い状況であったものと受け止めております。

周知につきましては、チラシやポスターの掲示、SNSなどによる情報発信を行いましたが、開始時期の遅れや周知方法の工夫が十分でなかったことが要因の一つであると認識しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回の件で、告知の方法を含めて、役場はどこまで関知していたか、どこまで把握していたのか。また、今後に向けてそれについての改善で何を見つけたのか、今後の取組についての改善策も教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して御答弁させていただきます。

告知につきましては、受託事業者のSNS発信及び地元の方へのチラシ配布をしたという報告をいただいております。

今後につきましては、町広報紙、ホームページ、SNS等で計画的に、より多くの方に情報が届く体制づくりに取り組んでまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先ほどの名鉄さんの参加もそうですし、今回の告知の方法でもそうですが、やはり準備期間がちょっと短かったように感じますので、その点を大いに参考にして、次回へは町からもアドバイスをお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

内海駅高架下のテナントの利用状況につきましては、現状では全14区画のうち8区画、約6割が活用されている状況であります。その一方で、空き区画については、さらなる利活用の促進と駅周辺の魅力向上が今後の課題であると認識しております。

町では、令和6年度に駅周辺の活性化に向けた基本構想を策定するに当たり、駅周辺エリアにおいて街頭アンケートを実施いたしました。その結果、テナントにつきましては、地域資源として活用すべきとの回答割合が比較的高く、地域からの期待がうかがえる結果となっております。

令和7年度には、この基本構想を踏まえた事業を実施したところであり、今後につきましても、鉄道事業者や関係団体、事業者などと連携を図りながら、地域の食資源を生かした取組や、体験型観光の促進など、関係者の主体的な取組を後押しし、必要に応じた支援を行うことで、駅周辺の魅力向上とにぎわいの創出について検証してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今の答弁でもありましたが、地域資源として活用すべき、本当に内海の駅中心のその真ただ中で空きテナントがあるというのは大変重要なことですし、この前提となる名鉄さんにいろいろ交渉するんですが、やはり空き部屋、空き室を何とか入れようとする

と、値下げとかそういうものが最初に出てくるような気もするんですが、そもそも論として、名鉄さんの駅下の空き店舗が多いというところで真意を確認したのか、もう貸したくてしょうがない、空き店舗を埋めたくてしょうがないという気持ちがあるのかどうかという、そのような真意は確認したのかどうかということと、もう一つ、店舗もそうですが、駅の北側の駐車場も現在使用されておりませんが、この辺の利用、イベントなどで利用する方法は残っているのかどうか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

名鉄の駅の周辺店舗につきまして、今後、値下げを含めたり、空き店舗をどうするかという課題等につきましては、現在確認はしていません。

また、駅北側の駐車場につきましては、イベント内容にもよりますが、名古屋鉄道様との交渉で借りることは可能だと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

その辺で、貸し出す気持ちがないものを私たちが一生懸命入る人を探すというのは、なかなかちょっと本末転倒、おかしな話になってくるので、その辺は随時何らかの機会を確認していただきたいと思います。

駐車場は貸してくれるというのは大変ありがたいことで、今後また便利に使わせていただきたいなと思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-6につきまして答弁させていただきます。

今回のイベントにおける内海駅高架下のテナントの使用につきましては、内海駅活性化事業の受託事業者と鉄道事業者である名古屋鉄道株式会社との協議の上、事業の趣旨

を御理解いただいた中で御協力いただいたものと認識しております。

町といたしましては、事業実施に当たりまして、問合せ先の紹介など必要な情報提供を行ったところであります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回はシンポジウム、イベント等で3店舗借りたと思うんですけど、角にあるちょっと大きいところもイベントルームとして借りられると、いろんなものを呼び込む、そういった形で利用できると思うんですが、これを借りるとしたらどのような方法があるか、ちょっと何か考えがあったら教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

御質問の新規で店舗を借りるには、もちろん名古屋鉄道様との交渉となります。賃料や契約期間などの一定の整理が求められることもありまして、その際には利用目的を明確にいたしまして、その上で実現できるか協議してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

改札正面のテナントを活用し、町観光協会内海支部によるアンテナショップとして、観光案内や地域の魅力の発信を行うことは、観光客の利便性向上や駅周辺のにぎわい創出の観点から有効な方策の一つであると認識しております。

議員御提案の出店につきましては、運営主体として町観光協会内海支部の判断や、体制整備が前提となるものでありますが、駅周辺の活性化に資する取組の一つとして考えられるところもあります。

また今回、会場として活用したテナントにつきましても、地域情報の発信場所や交流の場としてのイベント会場として活用していただくことは可能性の一つであると認識し

ております。

町といたしましては、内海駅活性化事業を通じ、町観光協会内海支部や鉄道事業者など関係者と意見交換を重ねながら、テナント利活用の在り方について協議してまいりたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

大変前向きなコメントをいただいたと思って、ありがたく受け止めます。

ここへ入っていただく内海の観光協会とも協議しながら、また前向きにどんどん進めていきたいと思えます。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

新公共経営若手政策研究チームにつきましては、役場内の若手職員で構成された政策検討のプロジェクトチームであり、地域課題について調査・研究を行い、その結果を政策提案として取りまとめることを目的として設置されたものであります。

同チームにおきましては、内海駅周辺の活性化をテーマに調査・研究を行い、その成果として内海駅周辺の活性化プロジェクトを取りまとめました。この中では、駅高架下のテナントの利活用、マルシェの開催、駅空間を活用したアート事業など、駅周辺のにぎわい創出に向けた具体的な方向性が示されております。

町といたしましては、この研究成果を単なる提案にとどめることなく、実現可能性や関係団体などとの調整状況を踏まえながら、内容を整理・再構築し、内海駅活性化事業として令和6年度より事業化を図り、段階的に取組を進めているところであります。

また、今回開催いたしましたシンポジウムは、プロポーザルにおいて、受託事業者から町民をはじめ、本町に関心を持つ多様な方々が交流し、人のつながりを広げながら、内海駅周辺の将来像を共有する場として実施する提案があったことを受け、開催したものであります。

既存の研究成果も踏まえつつ、改めて幅広い関係者の意見を取り入れ、地域としての機運の醸成を図ることを目的としたものであり、大変有意義な機会であったものと認識しております。

なお、内海駅構内や高架下テナント、周辺土地の利活用については、鉄道事業者が所有管理していることから、具体的な施策の実施に当たっては、協議や調整を要し、一定の制約や時間を伴う側面がございます。

町といたしましては、政策提案の取組が停滞しているとの認識はなく、関係団体などとの連携を図りながら、実現可能な取組から着実に積み重ねているところであり、引き続き内海駅周辺の活性化に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

私も若手政策研究会のこの内容を拝見させていただきながら、大変すばらしい出来栄えだと感じております。その中で、シャッターアート事業、マルシェ事業など各事業として各会へ引き継ぐとありますが、その後の状況をちょっと教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

御質問のシャッターアート事業、マルシェ事業につきましては、産業振興課が引き継いでおります。

まず、シャッターアート事業につきましては、駅シャッターへの直接描画の許可が得られなかったため、アートフラッグ事業といたしまして実施しております。内海駅構内や改札前にフラッグを提示し、にぎわい創出と誘客につなげることができました。また、マルシェ事業につきましては、観光協会へ委託している事業の一環といたしまして、イベント列車事業等の際に実施しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

御質問 1－9 につきまして答弁させていただきます。

特別列車やイベント列車につきましては、令和 6 年度には名古屋鉄道創業 130 周年を記念した特別列車（アートトレイン）が運行され、話題性のある取組として多くの方の関心を集めたところであります。

また、令和 7 年度には貸切り列車「内海行き 温泉むすめ号」を運行するなど、内海駅及び知多新線の PR につながる取組を実施いたしました。なお、現時点では、新たな特別列車の運行に関する具体的な計画はございません。

また、議員御提案のお見合い列車や宴会列車など話題性のある企画は、知多新線の認知度向上につながる可能性を有するものと認識しております。町といたしましては、今後、鉄道事業者などと十分に協議を行い、その事業効果や実施体制を総合的に勘案しながら、実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 2－1 につきまして答弁させていただきます。

現時点では、町が主導する事業承継に対する支援体制は構築しておりませんが、経済産業省中部経済産業局の委託を受け、名古屋商工会議所が運営する愛知県事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継に関する相談対応、課題整理、計画策定支援、譲受・譲渡企業のマッチング支援などが実施されております。

また、愛知県商工会連合会、中小企業基盤整備機構、愛知産業振興機構による伴走型小規模事業者支援に加え、日本政策金融公庫においても、事業承継に係る融資制度や資金繰り支援などを通じ、円滑な引継ぎを後押ししているところであります。

本町におきましても、町内各商工会がこれらの関係機関と連携し、伴走型小規模事業者支援事業の一環として、事業承継を含めた個別相談に対応しているところであります。

さらに、地域の金融機関におきましても、日常的な経営相談や資金支援などを通じて、重要な役割を担っているものと認識しております。

事業承継の推進につきましては、第 7 次南知多町総合計画において重点政策に位置づけている重要な取組であります。町といたしましては、商工会をはじめ関係支援機関との連携を一層強化し、早期相談の促進や支援制度の周知に努めてまいります。以上です。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いつもなじみのある店がなくなるというのはちょっと寂しい感じなんです。地域内で閉店された店舗をいち早く確認できるのは商工会かなと思うんですが、そのような情報を役場が共有するにはどのような方法があるのか。それを踏まえて、空き家、空き店舗となったそういった店舗へのサポートにはどのような方法があるか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

閉店情報の把握につきましては、商工会との連携をより一層密にし、定期的な情報共有の場を設けることや、閉店情報の提供を依頼するなどの方法が考えられます。

また、空き店舗へのサポートにつきましては、現時点での特段の支援制度はございませんが、今後の地域活性化の観点から、必要性について研究してまいりたいと考えます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

同様な例として、旅館だったらどんな対応ができるでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

旅館等の情報につきましては、商工会に加えまして、観光協会とも連携しながら情報共有を図ってまいります。

また、旅館に対する支援につきましては、現時点での特段の制度はございませんが、関係団体と連携し、観光振興の観点から今後の支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

議員の言われるとおり、本町の魅力は外からの視点によって改めて価値が見いだされる場合も多く、移住者や地域外から関わっていただいている方々の存在は、地域活性化にとって大変重要であると認識しております。

町といたしましては、クラウドファンディングを活用したイベントなどに対する町広報や公式ホームページを通じた周知への協力、後援名義の付与、また小柵緑地など公共施設の利活用に係る環境整備など、地域とのつながりを大切にしながら、安心して活動できる環境づくりに努めております。

移住された方々を応援する方法といたしましては、地域との橋渡しや活動内容の周知などを通じて後押ししていただくことが、地域への定着と継続的な活動につながる重要な取組であると考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

移住される方、そして移住されてきた方たちが地域活動をされるというのは大変ありがたい存在だと思います。

しかし、生活していく中で、移住された方と地域の方との間でこれをくっつける方、接着剤となるような人材を紹介していただくことで、移住された方も生活にも安心感があり、観光、また農業にも入りやすい環境をつくれると思いますが、そのような方法があったら教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

議員の御指摘のとおり、移住者と地域の方が円滑な関係を築くためには、お互いを知り、理解し合うことが大切だと考えております。

そのため、既存のまちづくり協議会などの御意見もいただきながら、繰り返しになりますが、地域のことをよく知る方を橋渡し役としてつなぐ仕組みや、交流の場づくりを進め、移住者が観光や農業にも入りやすい環境づくりに取り組んでまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

本年度から、商工業の振興、地域経済の活性化及び雇用の確保を目的として、新規出店や創業に必要な初期投資に対し交付する南知多町創業支援補助金を創設しております。

補助内容は、事業所などの賃借料、法人登記などに係る費用、事業所などの改装費や設備費、広報費の一部を補助するものでございます。本年度については、補助金の採用には至りませんでした。相談件数は4件ございました。

今後も補助制度の周知や相談支援に努め、新規出店や創業を希望される方が活用しやすい制度となるよう、引き続き推進してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

南知多町観光協会では、県内の観光案内所や高速道路のパーキングエリア、観光施設など観光客が立ち寄るスポットを中心に、南知多町の観光資源を紹介するパンフレットを設置していただいております。また、知多半島観光圏協議会事務局へ依頼し、知多半島内各所でもパンフレットを設置していただくようお願いしております。

なお、町内の飲食店などにおけるパンフレットの設置につきましては、個々の事業者の判断によるものであり、現状としましては、必ずしも広く設置されている状況にないものと認識しております。

今後につきましては、観光情報のさらなる周知を図るため、町観光協会及び各支部を通じて、町内事業者の皆様に対してパンフレット設置への御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろんなパンフレットもじっくり見させてもらいましたが、大変よくできていると思います。ということで、これ、どこで配るか、どのように配るかという問題になってくるとは思います。やはり先ほどの1-7でお願いしたような、内海の駅前のアンテナショップ、このようなところを設置していただいて、ああいうところで突然来た観光客にも配っていただくと大変効率的でいいと思いますので、併せてお願いしておきます。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

熱海のまちづくりの事例では、外部からの大型投資を呼び込む手法ではなく、地域に暮らす人が主役となり、日常や既存資源を磨き上げることで魅力を生み出す民間主体の取組があります。

その具体例の一つが、あたみすたであると認識しております。

この取組では、空き店舗や使われていない建物や土地を活用し、小さな事業を積み重ねながら関係人口を増やし、地域内で経済が循環する仕組みをつくっているとのことでございます。

本町においても、観光資源や海や山の恵みといった食材や特産品は豊富である一方、空き店舗、担い手不足といった課題があります。

あたみすたの事例は、行政が主体となって整備を行うだけではなく、民間の挑戦を後押しする仕組みづくりの重要性を示しており、空き店舗の利活用促進、若者や移住者の新しい挑戦の支援、地域の魅力や価値を高める取組といった点で、考え方として本町のまちづくりにも応用できるものと考えております。駅前から海に向かって人が自然に町を巡ることができる動線づくりなど、参考にできるところもございますので、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海の過去を振り返ってみまして、素人判断でございますが、海水浴ブームに頼り過ぎた、保養所や民宿も多かった、夏以外での宴会団体客も多く恵まれていたと思いますが、このような過去の分析を行ったことがあるのかどうか。また、ある程度そういった材料から今後の活性化のための検討とか施策というのは考えたことがあればちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

内海に対しての過去の分析につきましては行っていませんが、施策につきましては、令和6年度からの内海駅活性化事業で、内海駅を軸に周辺地域から海岸を含めた内海地区全体の活性化につながるよう事業を行わせていただいております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海でといいますと、本当に美しい海岸がいつまでたっても変わらぬ価値を持つ財産だと思っております。小桝海岸もごみ問題から脱却して、観光振興という意味の一つのピースになっております。

内海駅から、そして内海海岸を結んだ、それを点から線、そして面としての振興策を含めて、内海の復活の一つの方向づけとして進めていけたらと思っております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

本町には、各種産業団体、町議会及び役場を構成員とする南知多町産業振興協議会が設置されており、各分野がその枠を越えて連携し、地域産業全体の振興を図ることを目

的とした組織がございます。しかしながら、近年は開催されていない状況にあります。

議員の言われる、地域全体でのおもてなしの在り方や、観光客が宿泊施設から飲食店、観光施設へ足を運んでいただく流れをつくる取組につきましては、特定の業種のみで完結するものではなく、関係する各分野が情報を共有し、意見を交わしながら方向性を見いだしていくことが重要であると認識しております。

そのため、こうした地域横断的なテーマにつきましては、南知多町産業振興協議会などの場を活用し、地域内経済の循環促進や産業間連携について幅広く意見交換を行うことは有効と考えております。

今後につきましては、同協議会の活用も含め、地域全体で来訪者を迎える体制づくりや、各産業が相乗効果を生み出す仕組みについて検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問2-7につきまして答弁させていただきます。

事業者が新たな取組に挑戦する際には、資金面のみならず、販路、人材、情報といった様々な課題があることから、それらを総合的に後押しする仕組みづくりが必要であると考えております。

町の支援策といたしましては、御質問2-3で答弁させていただきました南知多町創業支援補助金により、創業時の初期投資負担の軽減を図っております。また、南知多町中小企業者等応援補助金では、人材確保に要する経費への支援に加え、インターネット上で商品を販売する仕組み、いわゆるECサイトの活用に対する支援を行い、販売拡大や経営基盤の強化を後押ししております。

さらに、南知多町ふるさと納税3.0の取組を通じて、事業者の商品やサービスを広く発信し、新たな収益機会の創出にもつなげているところであります。

今後につきましても、こうした制度の利用促進に努めるとともに、関係団体などとの連携や情報共有の場づくりを通じて、挑戦を志す事業者が相談しやすく、孤立しない環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 3-1 につきまして答弁をさせていただきます。

令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの 1 年間の海っ子バス利用者数は、前年度より 7,874 人増の 27 万 8,918 人となっております。

なお、路線再編前の令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの 1 年間の利用者数は豊浜線、西海岸線合わせて 24 万 6,800 人であり、これから比較すると 3 万 2,118 人増となっております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

質問の中で言いましたが、バスを利用した際に、いろいろなバス停で乗り降りする住民の利用感、そういったものを肌で感じております。

前年度に比較して 7,800 人余りの増というのは大変いい要因だと思いますが、この要因を一般客も増えたのか、観光客が増えたのか、データがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、服部議員の再質問につきまして答弁させていただきます。

利用者数については、増加率が 3% 弱となっております、環状線に再編して以降、おおむね横ばいで推移しているものと考えております。

なお、バスの乗降データでは、乗車の利用目的までは把握できません。しかしながら、毎年 6 月の平日 2 日間で実施している利用者アンケートにおいて利用目的を聞いておりました、観光、遊び、趣味を選択した割合が毎年 15% で推移しております、大きな変化はないものと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 3-2 につきまして答弁をさせていただきます。

チョイソコみなみちた実証事業は、9 月 16 日から 1 月 30 日までの 4 か月半行いました

が、徐々に利用者が増加していきましましたので、ここでお伝えする数値は、最も利用が多かった12月の数値で回答をさせていただきます。

12月の利用人数は36人、予約件数は163回となっており、利用者アンケートでは体験した方から継続希望の声をいただいております。しかし、今回と同レベルのチョイソコみなみちたを車両1台で導入する場合、導入費用と1年間の運用費用の合計は約1,800万円になります。

これらの結果から、利用者数に対して高額な費用がかかるため、現実的に今回と同レベルのチョイソコみなみちたの実用化は難しいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問の3-3につきまして答弁をさせていただきます。

令和5年10月に運賃を値上げし、もうすぐ2年半が経過するところであり、現時点では路線再編と運賃値上げの効果が見えてきた段階であると考えております。

国からの補助金も含め、大きく公共交通の財政状況が改善した今、町としましては、改善した費用の中から豊浜線復活や交通空白地対策を進めていく方針でございます。

運賃値下げによる効果の検討については、今後、他市町の事例などを研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問の3-4につきまして答弁をさせていただきます。

町としまして、チョイソコみなみちたの実証事業の結果を踏まえ、住民共助による移動施策の構築について検討を始めております。そのためには、地域での協力者の掘り起こしが欠かせません。

今後、役場、交通事業者、住民がそれぞれ役割を分担し、地域に合った移動手手段の確保に努めていきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

タウンミーティングでの説明では、運転手を地域で担ってほしいということでしたが、担うのか雇うのか分かりにくい点多かったし、このデマンド交通にも実証実験があると大変分かりやすいと思いましたが、このようなシステムはあるのかなのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、再質問につきまして答弁させていただきます。

地域で役割分担等の検討が進みまして、導入の道筋が見えてきた段階で実証実験を行うのか、本格導入をするのか決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問3-5につきまして答弁をさせていただきます。

これまでに導入の検討はしておりません。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

それでは、観光客を対象とした利用についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

観光誘客の点からについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、電動キックボード、自転車などを利用したシェアリングサービスは、本町のように観光資源が点在する地域では、電車などの公共交通利用者に対しても車がなくても周遊できるものであり、また滞在時間の延長や消費拡大につながります。

本町も日間賀島や篠島の事例や御意見を参考に、地域の実情や課題を整理いたしました

て研究してまいりたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

町外での事例も参考にしながら、安全にかつ有効に町の中を移動できるツールがあれば、新しい発見にもつながると、観光振興にも期待が持てると思っております。

今回の質問について、ちょっと早送りもありましたけど、地域を活性化する、内海の駅から海岸、そしてそれをつなげる面として捉えていく。その中で移動する交通システム、そういった形の3つの質問を通じてやってまいりました。

この辺で主ににぎわいを取り戻すという形での質問でいろいろ用意してきましたが、こちらへ来る方が何を求めるのか、もっともっと深く深く考えたとしたら、安らぎ、ゆっくりまったりを求めてくる人もおります。

一日中ずっと海を見てぼんやり過ごす場所があったらいいなとか、いろんなこともありますので、地域の声、そして移住されてきた方、新しい目で見えていただくための内海・南知多を見返しながら、みんなでまず一度話し合っ、どの方面へ向かうかというのも、一つの答えかたくさんの答えが出てくるかと思いますが、地域と皆さんと一緒に進めていけたらと思っております。一生懸命頑張ります。また、役場の方たちとも一緒に進めていけたらと思っております。

私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

[散会 15時24分]